

平成27年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第3号

平成27年6月15日(月曜日)

議事日程第3号

平成27年6月15日(月曜日)

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

応招議員 19名

+

出席議員 19名

1番	吉川慶一君	2番	笠原幸江君
3番	斉木勇君	4番	渡辺重雄君
5番	倉又稔君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	中村実君	10番	大滝豊君
11番	高澤公君	12番	伊藤文博君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	五十嵐健一郎君
18番	松尾徹郎君	19番	樋口英一君
20番	古畑浩一君		

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

+

市 長 米 田 徹 君
 総 務 部 長 金 子 裕 彦 君
 産 業 部 長 斉 藤 隆 一 君
 企 画 財 政 課 長 藤 田 年 明 君
 能 生 事 務 所 長 原 郁 夫 君
 市 民 課 長 池 田 正 吾 君
 福 祉 事 務 所 長 加 藤 美 也 子 君
 交 流 観 光 課 長 渡 辺 成 剛 君
 建 設 課 長 串 橋 秀 樹 君
 ガ ス 水 道 局 長 清 水 保 雄 君
 教 育 長 竹 田 正 光 君
 教育委員会こども教育課長 山 本 修 君
 教育委員会文化振興課長
 歴史民俗資料館長兼務
 長者ヶ原考古館長兼務 磯 野 茂 君

副 市 長 織 田 義 夫 君
 市 民 部 長 田 原 秀 夫 君
 総 務 課 長 岩 崎 良 之 君
 定 住 促 進 課 長 渡 辺 勇 君
 青 海 事 務 所 長 大 瀬 信 明 君
 環 境 生 活 課 長 五十嵐 久 英 君
 健 康 増 進 課 長 山 本 将 世 君
 商 工 農 林 水 産 課 長 斉 藤 孝 君
 会 計 管 理 者 横 田 靖 彦 君
 会 計 課 長 兼 務
 消 防 長 大 滝 正 史 君
 教 育 次 長 竹之内 豊 君
 教育委員会こども課長兼務
 教育委員会生涯学習課長
 中央公民館長兼務
 市民図書館長兼務 佐々木 繁 雄 君
 監 査 委 員 事 務 局 長 森 正 人 君

事務局出席職員

+

局 長 小 林 武 夫 君
 係 長 室 橋 淳 次 君

次 長 松 木 靖 君

+

午前 10 時 00 分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3 番、斉木 勇議員、13 番、田原 実議員を指名いたします。

+

日程第２．一 般 質 問

○議長（倉又 稔君）

日程第２、一般質問を行います。

１２日に引き続き、通告順に発言を許します。

笠原幸江議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。〔２番 笠原幸江君登壇〕

○２番（笠原幸江君）

おはようございます。

創生クラブ、笠原幸江です。通告書に基づき質問させていただきます。

１、いじめ問題再発防止の支援体制について。

当市における中学校いじめ問題の対応について、４月２０日の総務文教常任委員会で、いじめ問題専門委員会の報告書による調査の経緯・結果、さらに学校の対応、教育委員会の対応に対する意見があり、その中で、今後再発防止に向けて「学校に関わるすべての関係者（生徒、学校長、教職員、教育委員会）は、いじめが基本的人権をないがしろにする行為であることを自覚し、いじめの根絶に向けた一層の努力と、人間社会を生きる一人ひとりが明るく、健全に生活できる環境が整うことを願う」とまとめてあります。

特に、学校の反省点、教育委員会の反省点が明示されていてあ然としております。改めていじめ事案の重大性が浮き彫りとなっています。このような重大事態においては、緊急に「総合教育会議」を開いて、講ずべき措置について市長と教育委員会の両方で協議・調整を行うことも可能になりました。

これらのことを踏まえて、検証と児童生徒の信頼を回復するために以下の項目について伺います。

- (1) スクールソーシャルワーカーの配置について。
- (2) ＰＴＡやいじめ対策機関への説明について。
- (3) 学校いじめ防止対策委員会の構成員の検討について。
- (4) いじめに関する情報の共有について。
- (5) 県へ提出する人事内申の検討について。
- (6) 教育委員会の指導体制の充実について。
- (7) 緊急「総合教育会議」の開催時期について。
- (8) 中学校のいじめ問題の責任の所在は、どこにあるのか。

２、糸魚川市観光協会とジオパルの現状と今後について。

当市における平成２７年度観光費に係る予算規模は、４億３，５０７万１千円となっていて、様々な事業の取り組みが進められています。

北陸新幹線開業から３か月、新幹線を目玉商品に誘客戦略を銘打つのも４か月過ぎると新幹線効果の課題も明確になってくると考えます。その中でも交流人口拡大と着地型観光は、当市の経済効

果を上向きにするためには欠かせないものであり、着地型観光の充実こそ、目に見える形で取り組まなければならないものと考えます。

当市の総合計画でも、市内に点在する観光資源とジオパークを関連付け、地域の魅力を高め、積極的誘客の拡大を図る必要があると明言しています。

特に当市の顔となりつつある、ジオステーションジオパル、糸魚川市観光協会、観光案内所は重要な位置づけとなっていることから、当市に対する利用者の満足度アップを更なるものにするために、当市が運営費負担金と管理運営費を支援している観点から以下の項目について伺います。

- (1) 糸魚川市観光協会の現状について。
- (2) 糸魚川市観光協会の自主自立について。
- (3) 有資格者の有無について。
- (4) ネット社会に対応するための工夫について。
- (5) ジオステーションジオパルについて。
- (6) 今後の方向性について。

1 回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

笠原議員のご質問にお答えいたします。

1 番目のいじめ問題再発防止の支援体制についてのご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

2 番目の1 点目につきましては、平成 2 6 年 4 月に実質的な合併を果たし、誘客キャンペーンの参加、観光情報の収集・管理・発信を一元的に取り組んでおります。

2 点目につきましては、新たな組織体制がスタートしたばかりで、まだまだと考えておりますので、当面の間は、さまざまな支援をしてまいりたいと考えております。

3 点目につきましては、旅行業の資格保有者がおりませんが、事務職員が取得に向け努力いたしております。

4 点目につきましては、ネットの強みを生かし、観光客からの要求や情報の提供などにより素早く対応するとともに、ホームページやフェイスブックによるタイムリーな情報発信に努めてまいります。

5 点目につきましては、オープン以降 5 月末までに約 1 8 万人の方からご来場いただいております。市内観光の情報発信基地として機能の向上に努めてまいります。

6 点目につきましては、観光のワンストップ窓口となるよう一体的な活動を推進する中で、運営体制の強化と効果的な誘客活動に努めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

おはようございます。

笠原議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、このたびの事案に対処するために市独自で配置したものであり、小・中学校におけるいじめ、不登校への対応について教職員への指導、助言及び研修を進めてまいります。

2点目につきましては、当該校のPTAへの説明は既に行っており、今後は校区のいじめ、不登校対策委員会と評議委員会に調査結果の報告を行います。

3点目につきましては、新たにハートフル相談員を委員に加えております。

4点目につきましては、このたびの事案を全学校へ伝達し、このような事案が二度と発生しないよう厳しく指導してまいります。

5点目につきましては、教育委員会で協議し、このたびの事案については人事の内申には該当しないとしております。

6点目につきましては、教育委員会の指導主事を増員し、より適切な指導を行うよう取り組みを進めております。

7点目につきましては、6月24日の開催を予定しております。

8点目につきましては、このたびの事案については学校の管理監督責任は学校長にあり、教育行政執行上の責任は教育長にあると考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、教育長に伺います。2月26日、提出された中学校いじめ問題に関する調査報告書を受けて、当市においていじめが原因で不登校に陥り、重大事態が発生して、中学校と教育委員会の対応の不備が指摘されています。その中でも教育委員会の遅きに失した対応は否めず、今後の防止や適切かつ迅速な対応のためのさらなる体制の充実、拡充を求めることが肝要であると。そのことを今、ご説明の中に幾つか報告されておりますが、改めてこの重大事態の捉え方をどのように考えていらっしゃるか、まず、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

幾つかの問題点があったわけですが、とにかく当時、初期対応が遅かったということ。これは保

+

護者からの相談があつてからの初期対応であつたということで、その辺をもっと早くしなければいけないと。結局は、これは学校から上がってくる問題が遅かつたこと。それから教育委員会内部での連携が、うまくとれていなかったというような事柄に当たるかと思います。

それから、その事案をもとに教育委員会内部の体制を改めたわけなんです、その対応が遅かつたということで、今のご質問になったのかと思いますが、今後、検証を行って今後の防止や適切な、あるいは迅速な対応に体制を拡充していくことが大事だと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

じゃあ1番目のスクールソーシャルワーカーの配置についてお伺いいたします。

先ほどご説明がありまして、学校のほうの指導に入っておられるということなんですけれども、指導した学校に対して改善報告書の提出を求めているらしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

先日もスクールソーシャルワーカーの方から学校のいじめ防止基本方針につきまして、ご指導いただきました。それについての改善の視点につきまして、いろいろなご示唆をいただきましたので、今、ご指摘のあった改善の報告書というのは、まだその学校には提出を求めておりませんが、毎月おいでになりますので、今月の下旬おいでになった際に、先月訪問した際のご指導について改善点を整理をし、報告をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

重大事態が発生してるこの事案について、ソーシャルワーカーさんを市独自で頼まれたわけですから、今後の防止対策についてでも防止するための意味で、しっかりとこの報告書を自分の手元のところに持ってくるまでやらないと、何のためにご説明に学校へ行つてやられてたかという意味が残らないんですよ。しっかりと報告書としてまとめ上げて、今後の方向にもっていただきたいと思いますんですが、お約束していただけますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

確実にそのように取り組みます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

この中学校いじめ問題に関する調査結果報告書の中にも、しっかりと今まで初期対応ができなかった。この原因についても、これは私、情報公開条例を使ってとった資料ですので、ここではしっかりと読ませていただきました。これには初期段階の段階で、担当の先生から校長先生に上げるまでの経緯が、何もメモしてなかったということも指摘されているんですよ。だから今、私はどうしてもここでしっかりとソーシャルワーカーさんの指導を受けられた学校、多分、全学校に入られると思いますので、受けてください。これをやらないと、ここに残ってる調査された森直樹さんという専門委員会の委員長さんがつくられた、この大事な報告書にそぐわなくなっていくのでやっていただきたい、それは今やっていただけるということで。

じゃ（２）番目のＰＴＡやいじめ対策機関への説明については、どのようにされましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

該当中学校のＰＴＡに対しましては、４月のＰＴＡの総会の際に、教育長が調査報告について全ＰＴＡに対して報告をしております。また、中学校区のいじめ対策委員会がございますが、それは来月、開催をされますので、その際にも、この報告書について教育委員会で報告をいたします。

また、学校評議委員会も来月開催というふうに聞いておりますので、その際、教育委員会から報告書の内容を報告をいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

そのときにこの報告書、これは生きたテキストです。これを各学校の先生方、あるいはいじめ対策機関、この方たちにしっかりと糸魚川市で起きた問題を捉えていただいて、皆さんの知恵を借りる。地域、あるいは関係機関、さまざまな人たちがかわっているわけですから、これの提示は今、考えていらっしゃいますか。私は、これをしっかりと出していただきたいんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

報告書につきましては情報公開条例とも関連をいたしますので、総務のほうとも協議をして、その提示の仕方について検討したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

4月20日の総務文教常任委員会でも、私、皆さんに質問させていただいたんですが、学校へ説明に行かれたときに、校長会でこのお話をされたというときなんですが、この校長会でこの資料を見たいとか、開示してほしいという校長先生が、1人もいなかったというふうに答弁してらっしゃいますよね。その後、いやいや、見せてほしい、参考にしたいので見せてほしいという、各学校の校長先生から上がってきてますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

そういう声は上がっておりませんが、私のところにメールで、いじめについて指導していただいて、大変重く受けとめているという内容のメールをいただいておりますし、先月の校長会でも担当指導主事が、いじめ事案につきまして校長に、いじめ事案が発生したらちゅうちょせず、市教育委員会に報告をするようにということを指導をしたところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

指導したと言いますけど、校長先生だけではだめなんです。現場の全員、学校の職員である皆さんに、末端までこの指導がいかないと、今言われてる隠蔽体質に入っていくということが、私も1年間通してこれやってきましたが、それが問題なんです。校長先生だけがメールくれて、いやいや、受けとめてます、それじゃだめだということを何でお気づきにならないんでしょうか。これは糸魚川市であってはならないことで、これ黒塗りにしてあったら皆さんに提示しても何ら問題ないものだと、私はこれ読ませていただいてそう感じてるんですよ。本当に職員の皆さんも全員持たれて、いかにいじめがなされていた過程、あるいは学校の対応のまずさが指摘されてるわけだから、ただ指導を口でやるんでなくて、これを見せてあげれば一番いいと思ってるんですけど、指導しますっておっしゃいますが、やられますか、どうですか、出されますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

校長、教頭には、これはやはり徹底事項として出して、きちんと読んでもらうべきだと思っております。ただ、予算的な関係もありますので、少し相談事項が入るかもしれませんが、とに

かくそのように対応したいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

教育長、そういう考えではだめです。やりますって言って、もうこれ2月に上がってきてる事案なんだよ。だからそれをしっかりとやりますと言わないと、このいじめ、また生まれてきますよ、生まれてくるんですよ、不登校が生まれてきます。

だから学校の現場の皆さんが共有した中で捉えてもらわないと、校長先生だったり教頭先生だけだとだめなんですよ。何でそれ先生経験者の教育長が、そこでとめてしまうんですか。いま一度、はっきりしてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

この件に関しては、以前にも校長、教頭には配布するという答えをしてるかと思います。その後、改めた中での事故報告というのは、本当に瞬時にして教育委員会に上がるようになってきておりますし、今回のこの事案というのが、非常に学校にとって生きている教材であったということとは、本当に重要なことだと思っております。再度、配布したいと思っております。再度ではなくて、配布したいと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

3番目の学校いじめ防止対策委員会の構成員の検討については、されておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

先ほど教育長の答弁にありましたように、今年度、ハートフル相談員を構成員に加えております。また、必要に応じて外部の関係者も入るようになっております。

また、特別支援コーディネーターもかかわるようにしております。昨年度も学校の方針には、特別支援コーディネーターも構成員としては入っていたんですが、いじめ問題につきまして積極的にかかわることが見られませんでしたので、特別支援コーディネーターもいじめ問題について、積極的にかかわってもらうように構成員として入っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

市内に、これから取りかかって外部の人も入れるということなんですが、私、ぜひ学校の先生だけでいじめ防止対策委員会の中に、学校の先生、少なくしてください。5人だったら1人以外は、全部教職員以外の方を入れていただきたいんです。

それはどういうことかという、できたら人権擁護委員とかそういう方はいらっしゃるでしょう、地域には必ずいるはずなんです。教職員以外で、この外部の方を委員としている学校、何校ぐらいあるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

すみません。今、数値の資料は持ち合わせがございませんが、警察の方ですとか、また、民生委員さん等も委員になっていただいている学校もございます。

ただ、該当校は毎週1回、この学校いじめ対策委員会を開催することになっておりますので、毎週、外部の方々においでいただくということが、その外部の方にもなかなか負担になりますので事案に応じてその都度、必要に応じて来ていただくということになるかと思います。

また、外部の方について紹介してほしいということが教育委員会にありましたら、その仲立ちも教育委員会でしたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

今後、そういう学校をどんどんふやしていただいて、毎月が大変だったら2カ月に一遍とか、工夫は幾らでもできると思うんですね。

何でこういうことを言うかと言うと、やっぱり再発防止のためなんです。それでいじめ防止条例にも書かれています。地域を巻き込んで、地域の力を借りて、そういう人たちの力もうんと借りましょうという、このいじめ防止条例の中にもうたわれてるわけですよ。

これ教育長、いじめ防止条例、4月1日から使うことができますが、よく読んでいらっしゃいますよね。この中にもうたっているんですよ。市民などの責務というところにもありますし、いろんなさまざまな責務がここにうたってあるんですよ。これを忠実に守っていただければ、あれはいつやりますか、遅くどんどんどんどん先延ばしするんじゃなくて、もう教育長の一言で、どんどん前へいける作業になっているように完全にできてるんですよ。それを何でこれからすだとか、そういうことをやらなきゃいけないんですか。今、起きてる事案の再発防止にしっかりと努めていただきたいんですけど、どうですか、教育長。ここに書いてありますよ、いじめ防止条例の中に、つくっていただいた中にあるんですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

先ほど山本こども教育課長が答えたように、当該校では毎週あるということで、本当に必要になったときにその都度、その外部委員を入れる。ただ、これから構成されていく、いじめ問題に対応する委員会の方々には、各学校にはそのように働きかけて、ぜひ入れるようにと言っていきたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

4番目のところもいじめに関する情報の共有ということで、私はぜひこれを皆さんと共有していただきたいということを、先ほどやったださるということで、私、そのように受けとめておりますので、5番に入ります。

県へ提出する人事内申の検討についてとありますが、私、4月20日の総務文教常任委員会でもやってくださいということをお願いしたら、教育委員会の定例会で相談してやりますと、検討しますと、皆さんの意見を聞きますと言ったら、先ほどはやらない方向でいくという話なんです、その中に教育委員長も一緒に検討されたのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

先般の教育委員会の中で、教育委員全員そろって協議を行いました。秘密会として協議を行い、先ほどの答弁のように決定させていただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

教育委員会は秘密会が大好きですから、頻繁に秘密会が多いことも私、承知しておりますが、どういうふうにまとめたか、いま一度、どのような意見で統一されたか聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

今回の重大事案は個々個人の問題であるというよりも学校という組織、それから教育委員会という組織が本当にあまり機能していなかった、よく機能していなかったと。そういうところに責任、問題があるだろうということで、個人の責任を問題とする処分に当たるような、身分に関する事項に該当しないという判断をいたしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

そうしますと、ちょっとまとめてみますと、教職員個人の責任ではなく組織的な責任なので、内申書は上げないという決定をくださったということなんでしょうか。それでよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

そのとおりであります、個々人の責任を問題とする処分に当たるような、身分に関する事項に該当しないと判断するというので決定しております、判断しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

それは勝手に教育委員会の定例会の中で決めたことでしょう。でも、公務員法の中で言うと、やはり被害者であるお子さんが、担任の先生に助けてほしいということと言われたのに、それを放置してたわけですね。そういうことから言うところと放置したことを、また、それを校長に上げなかったという学校の教職員としての質が問われているわけだから、皆さんの中で、それは個人個人だから責任問いませんでしょうか。そういう事例を挙げればいいことであって、何で教育委員会の中で、それを却下してしまったんでしょうか。私、そこがちょっと理解できないんですけども。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

確かに教員の責任は大きいと思います。ただ、県の懲戒処分の基準、第2標準例というのがあるんですが、それに照らしても懲戒処分に該当するものではないということで判断したものです。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

だってこの報告書にこう書いてあるんですよ。学校長の責任は重大である。教職員としての責任を問われても仕方がないと指摘を受けているんですよ。学校長の責任は重大であると。このいじめ防止、ここの中に入っているんですよ。いじめのことで重大だよって、教職員としての責任を問われても仕方がないじゃないかと指摘をされてるにもかかわらず、職員の内申書を上げないというのはどういうことなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えします。

今までお答えしたとおりです。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

市長にお伺いします。今のこの教育委員会で決められた事案について、内申書を上げないということはお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えします。

そういう報告は受けております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

私、何でこんなことを言ってるかというと、責任の所在がはっきりしてないんですよ。子供が犠牲になっているにもかかわらず、もし自分の子供だと考えたら、親だとしたら、子供は犠牲になってるのに大人の主観でさまざまなことが行われている。そしたらば、誰がこの責任をとるんでしょうか。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩いたします。

+

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 35 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

先ほど 8 点目の質問に対して答弁した内容になりますが、このたびの事案については学校の監督責任は学校長にあり、教育行政執行上の責任は教育長にあるという立場で、責任はここにあると思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2 番（笠原幸江君）

じゃあ教育委員会があるということですね。所在は教育委員会にある。だったら教育委員会の中で、誰が責任をとるかということと教育委員長なんでしょうか。教育長なんですか、教育委員長なんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

繰り返しになりますが、教育行政執行上の責任は教育長にありますので、教育長にあると思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2 番（笠原幸江君）

もし被害者家族が訴訟を起こした場合、私、何でこんなことを聞いているかというと、誰がその責任をとるかということとを心配してるんです。訴訟を起こされたときに、だってこの教育結果報告書を見れば、明らかに責任があるとうたわれているわけだから、それを私、心配してるんです。それで確認させていただきました。

それでは 6 番目の教育委員会の指導体制ですが、今、なおいじめを起因とするものではありません

んけれども、長期に不登校されているお子さん、児童生徒もおります。復帰に向けてさまざまな手だてをしなければならないんですけれども、その取り組みについての強化というのはされておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

先ほどの教育長の答弁にありましたように、昨年度よりも指導主事、嘱託指導主事ですが1名増員をいたしております。各学校への訪問回数は、昨年度よりも増加をしております。また、教育相談センターとの連携も図り、学校へのいじめ、不登校に対する指導についても、今、取り組んでいるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

取り組んでおります、たくさんの人員が配置されております、やっておりますっていうのが、なかなか難しい問題を皆さん一生懸命やってくださっているのはわかるんですが、教育長みずから先頭に立って、これに取り組まなければいけないんですけれども、教育長は学校のほうへ足を運んで行っておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

4月当初、糸魚川中学校のほうへ足を運びました。その後、何校かは行っておりますが、公式的に訪問してるわけではなくて時間をずらして、ずらしてというのは勤務時間終了に近いころ、学校の時間に合わせて行っているということです。そこで校長と対面したり、施設としては学校だけではありませんので、いじめが発生するような可能性のある能生の児童館等へも足を向けております。以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

精力的に先頭に立ってやっていかなければいけない立場にあられるわけだから、しっかりやっていただきたいと思います。

7番目の総合教育会議、この開催時期は12日の一般質問で答えられている6月24日、これは具体的に、新しい制度であります、市としてはどのようにして、どこの部署で、どういうふうな形で進んでいくのか、まず聞かせてください。新しい制度であります。私らもこういうふうにして

チラシ、あるいはこういうもので見させていただいて、ああ、こういう新体制で総合教育会議ができてくるんだなということはわかっているんですが、教育委員会でやるんでしょうか、どこの部署でやるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

岩崎総務課長。〔総務課長 岩崎良之君登壇〕

○総務課長（岩崎良之君）

お答えします。

総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、全ての地方公共団体に設置されるものでございまして、構成メンバーとしては首長と教育委員会で構成をいたします。この招集につきましては首長が招集いたしますことから、所管課といたしましては総務課が担当をさせていただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

これからはじゃあ総務課のほうで、スケジュール等を組んで進んでいくということでよろしいでしょうか。

ただ、糸魚川市には、今、当市で置かれている重大事態が発生しております。それがまだ解決しておりませんよね。この案件については、どのようになっていくんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

岩崎総務課長。〔総務課長 岩崎良之君登壇〕

○総務課長（岩崎良之君）

総合教育会議で受け持つ事務の中に、重点的に講ずるべき施策に関する協議並びに事務の調整というのがございまして、ここに該当する形で取り組まさせていただきます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

お願いがあるんですが、総務課に今回の再発防止のために相談窓口を設置していただきたいんですが、これはどういうことかと言うと、私が改めて言うまでもないんですが、学校に上がってきた事例だけを捉えてやるんじゃないくて、一般の人たちからも情報を集める意味で、総務課にその相談窓口をつくっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

人権問題とか、いじめ問題とかということについての全般的ないろいろな相談窓口というような形では、法務局に人権擁護委員の皆さんの窓口がございます。また、子供のいじめという部分については、子供のいじめ問題についての窓口も別途ございます。そういう中で、一般的な対応については、相談窓口という形で対応してまいっておりますので、今後もそれを中心に取り組みをしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

学校が信用されてないんですよ。だからいろんな声を、そういう声をまずワンストップっておっしゃってましたよね、先ほど、そうじゃなくて窓口を総務課。何でかと言うと、今度はこれ市長がかかわってくるんですよ。総合教育会議、これは新しい制度で市長がトップ、それで市長の権限で招集もできるし、全てがここの中で賄っていくわけですよ。市長の責任が今度は問われてくる場所なんですね。だから窓口をつくっていただきたいんです。それをまだ考えてないんですよ。

ぜひ、副市長、どうですか。これは市長が今度かかわってくる、市長が全部責任とっていかなきゃいけない新しい制度なんですよ。窓口を置いてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

先ほどちょっと答えが不十分だった部分もございますけども、人権擁護委員による相談、あるいは支援の体制、そのほかに教育相談センターに相談窓口というのを設置いたしております。そういう中での取り組みをまたより充実して、相談しやすい体制については、今後、教育委員会も含めまして内部でまた検討をし、あるいは関係機関の皆さんと検討をしてみたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

法務局、わかります、私も行ってきました。ただし、第三者が行っても相談にはならないんです。ご本人たちが行かないとだめなんで、受け付けはできないんです。私も足を運んで行ってきました、それが現実です。

教育相談員、場所があります。それは学校との連携をしてるんです。だからそれを外して、市に置いてくださいということ言ってるんで、承知してるんです。学校の中でやりとりされても隠蔽されるだけなんです。いかがですか、再発防止のためです。もう一度、お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

市長部局ということで総務課では、今、市長への便りも含めまして、市行政全般の窓口になっております。したがって、いじめ問題に特化しなくても、いろんな問題につきましては総務課のほうへ、市長への便りということで相談させてもらいたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

よろしくお願いします。

この問題について最後になりますが、市長にお願いがあります。

重大事態が発生してる当市において、市長が先頭になって事案について力を貸していただきたいと思っております。ぜひやっていただきたい。教育委員会、今ずっと検証してきました。全部おくられているんですよ、物事が、前へ進んでないんですよ。常に逆戻りしてるような答弁されてて、今、確認しただけでも、まだ取り組んでおりません。ぜひ市長が先頭になってやっていただきたいんですけれども、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか、もう一度、決意を聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

やはり学校でのいじめ、また、学校外でのいじめも含めてなんです、やはりこれはあってはならないことであるわけでございますので、その根絶に向かって行政も一体となって取り組んでいきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

ありがとうございます。期待しております。

2つ目の問題に入ります、糸魚川市観光協会。

まず、補助金の定義、糸魚川市は補助金といいますか、負担金が出ております。この負担金と補助金の定義はどういうふうな理解をしていいの、ちょっと聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

負担金につきましては、相手方が行う事務や事業につき市も一定の義務、あるいは責任があるので、その程度に応じて相当の反対給付を受けないで、相手方に対して給付する給付金であるというふうに考えております。

また、補助金につきましては、市が相手方の行う事業や事務に対して、これを助成するため、あるいは奨励するために財政的な援助として、反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金であると考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

ちょっと理解が難しいんですけども、市が行う事業を糸魚川市観光協会にやっていただく。その分についての寄附行為ということで、短くすればそういう理解でよろしいんでしょうか、負担金です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

観光協会に対してということでかみ砕いて言えば、観光協会について糸魚川市が構成団体であるということから負担金を支出しているものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

そうしますと糸魚川市観光協会に平成27年度、2,100万円出ております。これっていうのは、人件費にも使われても何ら問題ないわけですね。じゃあその人件費、2,100万円の内訳というのは、どのようになっていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

2,100万円の内訳でありますけども、糸魚川市観光協会の本部と糸魚川支部の人件費が主なものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○ 2 番（笠原幸江君）

もう少し詳しく教えていただけますか。本部、糸魚川市観光協会、支部、青海支部、能生支部、それから本部、これの本部にはどれくらい入ってますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○ 交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

人件費につきましては基本的に本部の人件費でありまして、本部職員 5 名分の人件費であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○ 2 番（笠原幸江君）

私、聞いたのは本部にどれくらい、5 名分で幾らですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○ 交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

+

2,100 万円のうち残りが日本海口の案内所の光熱水費ということで、2,000 万円弱、本部のほうへいっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○ 2 番（笠原幸江君）

というと2,000 万円が本部 5 名分、高額ですね。それは市の業務も委託してるような、委託というか、かかわってやってられる事業も入ってるわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○ 交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

市としては、このほかに委託費や補助金等で観光協会に支出しています。この事業を進める中では、どうしても観光協会の職員の担う部分というのにも出てきます。その担う部分も含めて、全体として人件費としてお支払いしてるというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○ 2 番（笠原幸江君）

そうすると大切な場所なんです、糸魚川市に交流観光課というのがありますよね。それとバッティングすることは結構あるもんなんじゃないでしょうか、取り組みの事業に対しては。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○ 交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

基本的にはバッティングという形よりも、一体的に活動を進めて観光振興に努めているという考え方であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○ 2 番（笠原幸江君）

私、何でもかこういうことを聞くかと言うと、私、平成 20 年に一般質問を一度やっているんですが、観光協会は一本化して糸魚川市の顔として着地型観光、この糸魚川市観光協会が主になってお客様を呼んでくる。そして市内にいろんな商店、あるいはそのまちがにぎやかになるような、企画立案をしてほしいということで提案してまいりました。ただし、資格を持ってる方もいらっしゃるということなんですけれども、ここの事務所、2,000 万円出して 5 名の方が一生懸命働いてる、そここのところではほかの団体、市とか商工会議所とか、そういうところとただ連携するのみでなくて、お客様を呼んできてほしいということで期待をしてたんですが、ここは土曜、日曜お休みなんです、ご存じですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○ 交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

土曜、日曜ということでもありますけど、土・日、イベント等がありまして、その中で本部の事務局職員は、イベント等の手伝い等に従事しているということでもあります。土・日、いるかないかということになりますけども、今現在、基本的には、土・日はジオパル内での勤務はしておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○ 2 番（笠原幸江君）

イベントに出るのは当たり前じゃないですか。みんな無報酬で、ボランティアでやってるんだから。顔ですよ、土曜、日曜いないというのは、どういうことなんですか。そういう指導はできないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えいたします。

現状では、案内業務を案内の職員がやるという形で進めております。土・日どうするかということにつきましては、また今後、観光協会とも話をさせていただきたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

観光業をやっている皆さんは、土曜、日曜も汗をかいています。事務所だけが土曜、日曜というのはおかしいんじゃないですか。

実際に受付にいらっしゃる方、困られてると思いますよ。緊急に連絡とりたいというときに、すぐ対応ができないし、まだジオパルは新しくできたところです。悩みもあるだろうし、それにすぐ対応もできないだろうし、もう本当にどうしていいかわからないという状態も起きてきます。いろんな方があの場所を通りますから、私も何回か行って確認しておりますけれども、まだまだ案内としての業務は未熟です。おもてなしの心はまだできておりません。それをカバーするのが、あの事務所の中ではないでしょうか。

これから検討するじゃなくて、もうやってください。この7月、もう人が入ってきます。そのときに、今から検討するというのはよくないですよ。もうやりましょうよ。土曜に交代だっていいんです。皆さんが全員いなさいということじゃないので、交代で誰かが事務所にいるというふうに進めていただけないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

現段階では、基本的には案内業務を主ということで、案内員の方をお願いしている状況であります。もしご指摘のような部分で十分でないということであれば、また観光協会と話をすることで、いづれにしても観光振興に努めてまいりたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

期待してます。

そうしないと糸魚川市、今、新幹線でたくさんおいでになってるから、先ほども説明ありました5月末で18万人。でも、この人たちが、みんなお金を落としたわけじゃないんですよ。まだ町の

中は冷えてます。青海も能生も冷えてます、糸魚川も冷えてます。あそこの駅だけが、18万人という想定をしてはいけません。町の中が豊かにならなければ、税収だって上がってこないんですから。

ところでジオパルで案内を募集されたら、資格を持ってる方が応募に来たというけれども、この方を不採用にしたというお話は聞いてますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

採用等につきましては、観光協会が独立した組織体として採用等を行っているということから、承知しておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

何度も言うようですが、その方は旅行会社で、大きい会社、小さい会社は別として経験豊かな方であります。私、これを言うのは、いつも同じことしか言わないんですけれども、外からお客様を呼んでくる業務には、この資格が必要なんです。どこにでもいってもそれが生かされて、大変もったいないことしたなと思っております。

じゃあ今、本当にジオパルの中に資格持ってらっしゃる方は、先ほどゼロということをおっしゃったんですけど、市の中にはいらっしゃいますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

交流観光課内に2名おります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

すばらしいじゃないですか。すばらしい職員の方がいらっしゃるじゃないですか。だったらジオパル、糸魚川市の職員を出向させたらどうでしょうか、そういう方法もあります。すばらしいじゃないですか、頑張って、なかなかこれとれないんですよ。その方は本当に尊敬します、私。

平成20年のときはゼロだったんですよ。あれから7年、2人も資格とってくださったんです。市長、すばらしいじゃないですか。そういう方を有効に、ジオパルに行っていていただいて、出向させていただいて、外からお客様を呼び込む手法をとっていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょ

うか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

公務員が営業活動等を行っていくのは、なかなか条件的には難しいものがあると思います。結果的に、私ども職員が観光協会と連携する中で、観光振興に努めてまいりたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

企画立案、そして糸魚川市に多くのお客様を呼んでいただく。

ところでネットなんですけれども、ホームページ、これまだ現実的じゃないんですけれども、開けさせてもらったら糸魚川市観光協会、糸魚川へのアクセス、いまだに上越新幹線越後湯沢、特急「はくたか」糸魚川駅というふうになっているんですけれども、こういうものは早く更新をしていただいて、新幹線来てるんですよ、早くこれはちょっとまずいですね。私、6月5日にプリントアウトしたもののなんです、これ早く直してください。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

ご指摘の部分につきましては、観光協会にそういった指摘があったということで、直すように話をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原議員。

○2番（笠原幸江君）

これだって糸魚川市観光協会が携わっているわけだから、あそこにある事務員の5名の2,000万円払っているその方は、これ職務怠慢ですよ。恥ずかしい。今、ネットで皆さん探すんですよ、ネットで探して糸魚川へやってきます。

それから「まるごと糸魚川」、これすばらしいパンフレットになっております。これどこでつくられたんでしょうか、大変いいものだと思っております。

○議長（倉又 稔君）

以上で、笠原議員の質問が終わりました。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔１６番 新保峰孝君登壇〕

○１６番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は介護施策の充実、並行在来線、シルバーパス制度、老人いこいの家について、米田市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

１、介護施策の充実について。

（１）特別養護老人ホーム入所希望者と今後の計画についてはどうか。

特別養護老人ホーム入所希望者の現況はどうなっているか。

今後の施設整備計画はどうか。

どのようにして施設介護の需要に応えるのか。

特別養護老人ホーム入所希望者の入所優先順位は、どのように決められるか。

（２）姫川病院跡地を買収し、権利者の了解を得て更地化して、首都圏の特別養護老人ホーム整備と連携する取り組みを行ったらどうか。

（３）２４時間在宅介護体制確立の見通しはどうか。

２４時間在宅介護実施を妨げている要因は何か。

２４時間在宅介護を推進するため、市独自に横だしや上乘せ支援を考えたらどうか。

２、並行在来線について。

（１）えちごトキめき鉄道の利便性向上は図られたか。

日本海ひすいライン等営業区域内の接続、他社との乗り継ぎは改善されたか。

１両編成による朝の乗客の利便性についてはどうか。

切符を買う際の利便性についてはどうか。

（２）駐車場についてはどうなっているか。

新幹線と大系線、日本海ひすいラインにおける利用者の駐車場無料サービスは、維持されているか。

駐車場用地の所有等、ＪＲ、えちごトキめき鉄道の現状はどうなっているか。

市民サービスの低下とならないよう働きかける必要があるのではないか。

３、シルバーパス制度について。

（１）介護予防、閉じこもり予防のためにもシルバーパス制度を導入し、７５歳以上の市民のバス代や施設利用料の無料化、軽減等に活用したらどうか。

（２）認知症で行方不明になる方も少なくない状況であります。写真入りのシルバーパスを発行し、身分証明書代わりにできるようにしたらどうか。

（３）シルバーパスでの指定入浴施設を決めて無料にし、高齢者の健康づくりを応援したらどうか。

４、老人いこいの家について。

（１）老人いこいの家の利用状況と補助総額の推移についてはどうなっているか。

（２）老人いこいの家の設置条件はどのようになっているか。

(3) 老人いこいの家利用料金は何をもとに設定されたものか。近隣施設の料金と比べて利用者負担額が高く設定されているのではないか。改善すべきと考えるがどうか。

以上、１回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

１番目の１点目の１つ目につきましては、平成２６年８月現在、５３７名の入所申し込みがあります。

２つ目につきましては、今年度に４０床を整備し、短期入所施設からの転換も８床計画いたしております。

３つ目につきましては、今後の入所希望者の状況や介護認定者数の推移、介護保険料への影響を踏まえ、慎重に計画してまいります。

４つ目につきましては、県の入所指針や各施設が定める評価基準により、入所人員が決められております。

２点目につきましては、旧姫川病院の利用は考えておりません。

３点目の１つ目につきましては、夜間や降雪時に対応できる職員や、看護師などの確保が課題であると捉えております。

２つ目につきましては、２４時間在宅介護に対する市独自の支援は考えておりませんが、利用者のニーズを把握し、引き続き在宅介護の充実に努めてまいります。

２番目の１点目の１つ目につきましては、北陸新幹線との接続で待ち時間を要するものがありますが、他線との接続は、おおむね良好と捉えております。

２つ目につきましては、車両の増結について要望してまいります。

３つ目につきましては、全国のＪＲ切符が購入できなくなっておりますことから、今後は利便性の向上を図るため、えちごトキめき鉄道に要望してまいります。

２点目につきましては、糸魚川駅でＪＲ西日本が実施してまいりました駐車場無料サービスの継続を、えちごトキめき鉄道に要望してまいります。

また、えちごトキめき鉄道がＪＲ西日本から引き継いだ土地等の調査を行っており、今後の有効活用について提案してまいります。

３番目の１点目につきましては、現在、７０歳以上の高齢者を対象におでかけバス事業を行い、軽減を図っております。また、バスを利用できない高齢者の方には、おでかけ支援タクシー券交付事業を行っております。

２点目につきましては、認知症の高齢者が個人情報を含んだシルバーパスを常時携帯することは、紛失や犯罪の危険性もあることから発行は考えておりません。

３点目につきましては、高齢者の健康づくりも兼ねて老人いこいの家の利用助成を行っており、指定入浴施設を無料にすることは考えておりません。

４番目の１点目につきましては、昨年度、新たに対象施設を追加したため、平成２６年度は年間

利用者4万4,795人で、補助総額は約2,400万円と前年度の約3倍となっております。

2点目につきましては、専用の部屋を確保し、湯茶やテレビ、娯楽用品などが配置されていること。また、介護予防のために、らくらく体操を行うことを条件としております。

3点目につきましては、個人負担額は各施設が設定しておりますが、休憩つき入浴料金から市の委託料を差し引いた金額となるよう指導いたしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もでございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

糸魚川市における高齢者数のピークは2年後の平成29年度、1万6,623人、介護認定者数のピークは、5年後の平成32年度、3,597人と推計されております。平成26年度の認定者数が3,186人でありますから、認定者数が約400人ふえる計算となります。

これまでのように介護認定されている方、全体の中の要介護4と5の方の割合が減り続けておりますけれども、推計のように合わせて25%くらいになったというふうに考えれば100人ほど4と5、100人ほど特養対象者の方がふえることになるんじゃないかと思います。要介護3の方を入れればもっと多くなりますが、入れなくても100人となります。

5期の計画の際に絞って、在宅の方で重度の方90床、90名ということにして計画を立てました。特養を90床つくる計画だったものが40床になった。ショートステイからの転換16床を加えて、現在、特養は394床となっておりますが、5期までの予定からいいますと残り34床が足りないことになると思います。それに新たな100人が加わることになります。この100人というのは、いろいろ条件がありますから、そのままストレートに特養ということにならないかもしれませんが、現在よりも対象者はふえるということになります。どのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃられるように介護度が4・5の方の推計につきましては、これから若干多くなるというふうに見込んでおります。しかしながら施設整備につきましては、なかなか思うようにいかない現状でございます。

第6期の計画におきましては、4・5の方にでも在宅で生活していただくために、小規模多機能のデイとヘルパー、またお泊まりの施設の整備を計画しているところでございます。また、認知症の方もいらっしゃいますことから、36人のグループホームの整備を計画しているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

介護を取り巻く環境は、厳しくなっているのではないかと思います。共働きが当たり前になってきており、非正規に働く方がふえて、実収入が減って家計も苦しくなっていると思いますし、老老介護もふえてきているのではないかと思います。特養へ入らなくてもよいほうへ改善されるのではなくて、逆に必要なほうへ動いているのではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

おっしゃられますように老老介護でありますとか、お勤めをしながら介護をされている方もたくさんいらっしゃる現状は承知してるところでございます。しかしながら、施設整備につきまして第6期の計画を策定するに当たりまして、各施設のほうにもお伺いをさせていただきました。

今の現状でありますと、施設の介護の職についていただける方の不足というところもいろいろお話を聞きしてるところでございます。また、そのお考えをお聞きいたしまして、今年度から介護職の底上げ、または数をふやしたいというところで、介護職につきます受験に対する助成でありますとか、修学資金の助成を行っているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

どうしても糸魚川市で特養をつくることができないとすれば、首都圏との連携も考えられるのではないかというふうに思って、ここの質問を出させてもらいました。

今後、首都圏で特養ホームをつくろうにも、場所がないような困難を抱える自治体も出てくる可能性もあると思います。その際に、糸魚川市のように土地はあるけれども財政力が弱い自治体は、財政力のある首都圏の自治体と連携して、お互いに持っているものを有効に活用し、両方よくするように考えることはよいことだと思います。

今、言われているような首都圏で働かせるだけ働かせて税金をとって、年をとったから地方の施設に入ってくれと、こういうふうな勝手な理屈は通りません。ですが過疎地においては、都市との交流は経済面から見ても必要なことだと思います。同時に、災害時の助け合いの面からも考えるのは有効ではないかというふうに思います。

今後30年以内に発生する巨大地震の確率のうち、関東大震災と同じ首都直下型地震の確率が70%、東海地震87%、東南海地震60%、南海地震50%などとなっております。東京沖から四国の沖、九州のほうに向かって、こういう大きい地震が30年以内に高い確率で起こるというこ

とが発表されておりますし、報道もされております。お互いに助け合う取り組みは考えてもよいんではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原市民部長。〔市民部長 田原秀夫君登壇〕

○市民部長（田原秀夫君）

お答えいたします。

南伊豆町の自治体連携という取り組みによって、特別養護老人ホームを地方につくるということの例がございます。これは昨年の１２月に協定を結んで、これから建設に向かうというようなこともお聞かせをいただいております。

今ほど地震の例がございましたが、糸魚川市においても焼山もございますし、また、大きな地震ということではない、確率がまた首都圏とは違いますが、災害の危険性も言われてるところであります。そういうものを総合的に考えますと、当面やらなければいけないことは、施設整備は計画的に行う。また、そういう施設に介護が必要となるような方なるべく少なくするという、そういう取り組みの中で在宅介護を充実する、そういうような取り組みを施策の中で推進をしてるところであります。

自治体連携につきましては、これから情報収集を行いながら糸魚川市としてどのようなことができるのか、地域の実態に合う施策があるのか、そういうものを研究をしまいたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

今、部長が言われたように要介護の高い方をふやさない、あるいは介護される側にならないという取り組みを強化するというのは当然ですね、大いに頑張ってもらわなければいけないと思います、大事なことでありますから。

しかし、実際に今、特養に入りたくても入れないという方が、たくさんいらっしゃるわけですね。そういう中で、どうするかということが１つあると思うんですね。そういう点で今言ってるわけなんですけども、私が先ほど言ったのは、例えば土地は糸魚川市が提供して、施設は提携する首都圏の自治体が建設すると。何十床かは糸魚川市に提供してもらうというような、そういう考え方があります。大変だから受け入れる、人口をふやすために受け入れるとか、そういうのとは全然関係ありません。お互いに協力してやっていこうという考え方があります。

そのような観点から姫川病院跡地の問題、とりわけてありますけども、源泉もありますし、まだ余裕もありますし、そういう点も非常に首都圏の方にとっては魅力でないかなというふうに考えて言ったわけであります。しかし、これらにしても土地所有者の協力がなければ、これできないわけありますから、市がこうしますと言ってできることはありません。しかし考え方としては、やっぱりこういう考え方も長い目で見て、考えていく必要があるんでないかなというふうに思います。

そういう点で、ぜひまた考えていただきたい。

それから先ほど言いましたように、特養ホームに入りたくても入れない人たちが多くおられます。その際に、順番というものがあると思うんですね。1つの施設に何十人かずつ待機者の方が、登録して待っておられるんじゃないかと思います。入所検討会議、あるいは選考委員会、こういったところで客観的に判断できるように法人以外の外部の目も入れる、そういう仕組みが必要なんではないかと。今現実には、そういうふうになっているかどうかというのをお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

施設入所の申し込みについては、各施設のほうに個人個人が申し込みされております。その中で要介護度、または介護のぐあい、御本人さんの状態によって点数がついております。それによって判定会議をさせていただいておりますので、各施設のほうでやっているところでございます。その中の判定会議の中に行政から加わるということは、今の段階ではございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

行政から入るということだけでなく法人以外のほかのそういう委員の方も、客観的に見れるような方も入れる必要があるんじゃないかということを聞いてるんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

判定会議の中で、どういう方がいらっしゃるかというところでは、こちらのほうで承知しておりませんが、施設のほうに確認させていただきまして、外部の方も入っていただくようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

特養ホームをつくらないということであれば、それにかわる在宅介護の充実策を考えなければならぬと思います。24時間在宅介護実施を妨げている要因に関連してお聞きいたします。

この関係ですが在宅介護サービスの利用限度額、要介護1とか2、3、4、5と、要支援もあり

ますが、この利用限度額に対して訪問介護の場合、どれだけ利用されているかお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

訪問介護では限度額に對しまして大体、要介護１の方では３９．１％、だんだん介護度が高くなるにつれて高くなりまして、要介護度５の方につきましては５７％程度となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

１００％利用されていないのは、なぜだと思われますか。経済的理由も大きいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

経済的な部分もあるかと思われますが、在宅介護を利用するに当たりましては、ケアマネジャーさんがプランを作成させていただいております。その中でご家族、ご本人さんと相談しながら、どんなプランで利用するかというところでございますので、１００％利用まではいかなくても、在宅で何とかやっていけるという家族のご判断だというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

その家の方、家族の方で、できることはやろうということで、そういう点もあると思います。それはそれでやっていただければありがたいと思いますが、もう１つお聞きしたいのは、２４時間のうち利用時間によって介護報酬ですね、通常は１００ですけども割り増しになっていると思いますが、その時間帯と割合を聞かせてもらえますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

普通でありますと、８時から１８時までが１００％でございます。夜間ですと１８時から２２時までの間は、１００分の２５相当に対する部分が加算になっております。深夜２２時から早朝の６時につきましては、５０％増しとなっております。

大変失礼いたしました。支給限度額の割合でございますが、先ほどお答えさせていただきましたのは、在宅サービス全体の割合でございました。申しわけありませんでした。訪問看護につきましては、後ほど答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

予算と実際の利用者とか、予算・決算とはちょっと違うところがあると思うんで先ほどお聞きしたんですが、働いている方たちや、先ほどお答えがありましたように老老介護と言われるような、そういう大変な人たちが利用されております。その際、今ほど言われましたような例えば深夜２２時から朝の６時まででは１．５倍ですね、１５０％ということ考えた場合に、費用がかかるということは、それだけサービスは時間でいえば短くせざるを得ないと、ほかのところを削らなきゃならん、１００％全部使おうと思った場合ですね。この限度額を超えた場合、１００％自己負担になると思います。特に夜間の場合の１．５倍、それから自己負担になるというふうなこともあって、この利用が少ないんじゃないかというふうに思うんですが、いま一度いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

深夜の利用が料金によって利用しづらいんじゃないかというようなお話だと思いますけれども、ご本人さんにとりまして、在宅ですっという方もいらっしゃるかと思いますけれども、デイサービスセンターを利用したり、ショートステイを利用したりする方もいらっしゃいます。その中で、ご家族の方とちょっと距離を起きながら、在宅生活を続けていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるというふうにお聞きしております。また、深夜の利用につきましては、家族の方がやはり好まないという状況もあるというふうに聞いております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

６期で、小規模多機能型居宅介護施設を２５床つくる計画になっております。小規模多機能型施設は、どのような役割を担っているかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

在宅にいらっしゃる方で登録をしていただきまして訪問、お家の中に来ていただいてヘルパーさんの利用をする。または通所、通っていただいて、そこでデイサービスセンター的なサービスを行う。また、都合が悪いときに、ショートステイを利用するということもございます。また、スタッフにつきましては、固定のスタッフが家族と同様な形でサービスを提供しているものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

特養ホームや小規模多機能型居宅介護施設の今後の役割を考えた場合、地域との交流を図る視点が必要だと思いますが、こういう点についてはどのようになっておりますか。現在、スローライフてらまちが25床、おまかせじょんのびが25床というふうになっておりますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

2つの施設につきましては、住宅街に接するところにつくっております。その中で地域の方のお祭りでありますとか、また、防災訓練等にも参加してるというふうに聞いております。

また今後は、いろいろな形で地域の方が出入りできるような取り組みもするようにも聞いておりますので、ぜひ、そちらのほうにも行ってみたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

24時間訪問介護が広がらない理由としては、先ほどから言われてますようにスタッフが足りないと、家族が好まないとか、あるいは雪等冬季の条件、自然条件によるサービス提供時の交通の確保等が挙げられておりますけれども、市内全体を見た場合、雪が少なくて人口が密集している地域から、まず、市による事業者が参加しやすいように、事業者に対する上乗せ、横出しの支援を実施して取り組むことによって前進させるのではないかと、できるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

議員の提案は、よく理解してるところでございます。市街地の中で24時間対応の訪問介護が利用できれば、非常によろしいかというふうに思っております。しかしながら事業所、そちらの方のスタッフの問題、なかなか深夜にお勤めするという方も少ないというふうに考えておりますので、今現在、訪問介護をやっております事業所のほうにも、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

それと先ほど訪問介護の限度額に対する率でございますが、要介護度1の場合は23%、要介護度2の場合は24%、要介護度5になりますと25%というふうな割合になっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

利用が非常に少ないですね。また後でお聞きします。

今後、進められようとしております地域包括ケアシステムには、24時間対応の訪問介護、看護サービスも柱として位置づけられていると思いますが、どのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

在宅の方が要介護度が重くなったとしても在宅で安心して暮らせるために、地域包括ケアシステムの構築につきまして、今現在取り組んでるところでございますが、24時間対応の訪問看護につきましても、医療、また介護の連携をとりまして、どんな取り組みをしていくべきかというところを、話し合いを進める予定にしているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

先ほども少しありましたが小規模多機能型居宅介護施設、地域包括ケアシステムの中で、これはどのように位置づけられておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

在宅の住まいを中心といたしまして小規模多機能型のサービスを使う、介護との連携という位置づけになっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

施設と在宅と考えた場合、在宅のほうは地域と交流があって、地域と結びついた形で生活できるような、そういう仕組みづくりというのが目指されているのではないかと思います。

介護保険は社会保険ですよ。介護保険法第4条では、国民の努力及び義務がそこで書かれています。第5条では、国及び地方公共団体の責務が定められています。介護保険法が施行されてから17年がたつと思いますが、24時間介護をやらないのは、表現が適切かどうかわかりませんが、でも約款に反すると、こういう意識はありませんか。事業者や市民意識に問題をすりかえているのではないですか。定められているサービスを提供する体制を整えるのは市の責任だと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

制度の中で、24時間対応のサービスというのはいまはなされております。しかしながら各自治体によりまして、実情は異なるというふうに考えております。

また現在、事業所さんが参入できるような体制ではないということに、すりかえているのではないかとご指摘でございますが、事業をやるのは事業所さんでありますので、その方たちに、どういうふうにしたら24時間対応のサービス提供ができるのかということにつきましては、これから本当に検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

今、私が言ったことは、事業者の方が言われたことなんです。これを先進的に取り組まれているところの責任者の方が、そういうふうに言われたんですね。市がそういう立場に、保険を運営するといえますか、そういうところがきちんと自覚をしてやっていかないと、いつまでたっても進まない。利用するのは利用者の皆さん、市民の皆さんですよ、保険料を払っている方が利用するんで、これを利用するかはそれぞれの方が選べばいいことです。しかし、そこに出てくるメニューをそろえるというのは、やはり市の責任だと思うんですね。

厳しい状況というのは介護施設の現状について、東京商工リサーチというところが調査したところによりますと、報道ですが、2015年になってから、ことしになってから倒産した介護事業所、これは1月から4月ごろまでだったと思いますけども、訪問介護事業所12件、通所短期入所介護事業所11件となっていて、67%が5人未満の設立から5年以内の小さい事業所ということのようです。昨年1月から4月の同じ時期と比べると19件と、ことしが31件と急増していると、これは介護報酬のマイナス改定の影響もあるんじゃないかというふうなことも言われております。

同時に、これは前の答弁にもあったかと思うんですが、学校で介護職員を育てる、そういう学校で介護職の養成課程そのものが、減少し続けているということでもあります。定員充足率は、全盛期の7割になっているということでもありますし、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、全国で248万人の介護職が必要なところ、30万人不足するというふうに言われております。もちろん健康づくりを一生懸命やっていかなきゃなりませんし、介護を受けなくてもいいような、そういう形にもっていく努力も必要なわけでもありますけども、どのように捉えておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

介護職につく方が少ないという現状は、承知してるところでございます。今年度から修学資金の援助でありますとか、ヘルパーの受講に対する助成につきましても各事業所、また学校のほうも回らせていただきました。その学校の中でも、なかなか生徒さんがいらっやらないというような実情も、お聞きしてるところでございます。

今後につきましては、まず今、認知症サポーター養成講座を各学校のほうにも出向いてやっております。その中で介護に対する理解を深めてもらうような、学校に対する、ちっちゃいときから介護のかかわり方を持つような取り組みをする必要があるというふうに考えておりますし、今、社会福祉協議会のほうではサマーキャンプといいまして、介護にかかわるものの実体験も、そういう取り組みもやってるところでございます。その意味で、拡大していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

糸魚川市もそういう点でよく努力されているというのは、よく承知しているんですが、こういう現状の中で、やはりいろんな改善の努力というのは必要だと思うんですね。

介護は、細かいところはわかりませんが、7割は人件費のマンパワー業種だというふうに言われております。採算ラインが六十何%なのか正確のところは別にして、大体そういうふうに言われております。こういう中で人件費を抑制して、施設整備費を積み立てていくしかない、これが今の現状だというふうに言われているところがありました、市内を回って。労働環境が厳しくて、低

賃金ということで人がやめていき定着率が悪いと、人が集まらない状況という、そういう面もあると。

こういう状況であるからこそ、これはやっぱり国の責任が大きいわけで、国に強く要求するというふうなことと同時に、やっぱり市独自の事業者を支援する上乘せ、横出し、これが必要なんではないかというふうに考えるわけであります。上乘せ、横出しをぜひ検討していただきたいと思いますが、いま一度いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

介護職がなかなかいないというところで、事業所のほうに横出し、上乘せというところで補助はできないかというお話でございますが、まず、それをやりますと介護保険制度が、なかなかうまく回っていかないのではないかとこのように考えております。

しかしながら、ある自治体のほうでは、例えば施設のところで要介護度が重かった方が介護度が軽くなったときに、その部分の差額というところで自治体が補助しているという事例もございます。その中でどんなことが必要なのか、どんなものを援助する必要があるのかということにつきましては、研究させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

ぜひ研究していただきたいと思います。

この項目の最後でありますけれども、担当の職員をかえないで熟練させることが大事だというふうに言われたのは、長岡市で先進的に取り組まれている方の言葉でした。考えさせられる言葉だと思います。市民が安心して老後が送れるよう、介護施策の一層の充実に取り組んでほしいと思います。

並行在来線の関係に移ります。

乗り継ぎの改善と待ち時間は多少あるけれども、そんなに悪くないという市長答弁でありました。在来線が長野県から石川県まで、ずっと分断されたわけですね。どうしても接続という点で、今までJRですと糸魚川から金沢まで行きたい、あるいはその先まで行きたいといっても、もう窓口へ行けばそのまま買えたわけですよ。ところが三セク会社が途中に入る、三セク会社と新幹線が競合するような格好になるところもある。そういうのもあって非常に不便になっているというのが、実際の市民の皆さんの感覚なんでないかなと思うんですね。

ですから、そういう点の乗り継ぎの改善と三セク他社、あるいは大系線もありますからJRも加えていいと思うんですが、そういう連携が一層大事になってきていると思います。そういう場所といいますか、合議する機会、会議とか、そういう機会というのはあるんでしょうか。なければ、つくる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

お答えいたします。

今の乗り継ぎの関係については、えちごトキめき鉄道は他社、5社と一応接してるということから、その5社と協議を行って、乗り継ぎ等の改善を行っていきたいというふうにお聞きしとりますので、その方向で、市としても要請をしまいいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

朝夕の通勤通学の混雑するときくらいは最低限、2両にすべきではないかと思うんですね。先般の一般質問でありましたけども、この点についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

確かに今、市としても2両のものを3両に、1両のものを2両にということで要請をいたしております。そのほかに例えば快速電車を、今、時間帯がちょっと合わないの、もう少し早くしたら通学にも間に合うというようなことから、その辺のところも一応、要望をしまいいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

ぜひ利便性の低下が起こらないように働きかけてもらいたいと思います。

駐車場の関係で伺いたいんですが、新幹線ができる前、JRが並行在来線を運行していたとき、遠くへ出かける場合、糸魚川駅前の交番西側にあったJR駐車場が無料で車を置いていくことができる、そういう場所だったと思うんですけども、現在、それはどういうふうになっておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

現在、えちごトキめき鉄道ではJRから資産を譲渡して、その資産について今調査、それから登記等を行ってる段階でございます。その中で今の駐車場についても、たしか20台弱とめられるス

ペースがあります。現在は一部、職員の駐車場として使っておりますが、その点につきましても利用者が、ＪＲのときみたいに無料で使えるように要請をしてまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

糸魚川駅のアルプス口の駐車場も含めて、先ほど言いました交番の西側のそういうものも含めて、こういう両方のアルプス口の駐車場と昔の駐車場といいますか、市民の利便性が低下しないように、ぜひ働きかけていただきたいと思います。

シルバーパス制度であります。高齢者の方の介護予防には歩くこと、適度の運動をすること、話すことが大事だと思います。ごく当たり前のことなんです。ロコモティブシンドロームというふうに計画の中には書いてありますけども、こういうロコモティブシンドロームにならないためにも、安心して外出できる環境づくりというのが大事だと思います。７５歳以上のロコモ度が高目のことでありますけども、状況をお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

７５歳以上になりますと、身体機能の低下が大きくあらわれていっているというところが、アンケートの中で出てきております。しかしながら生きがいを持ってられる方、あと、また出かけるところがあるという方につきましては、そのロコモの症候群にならないでいらっしゃる方が多いというふうなアンケート結果が出ているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

先ほどおでかけパスという話もありましたが、おでかけパスも、これも半年３，０００円で買えてどこでも乗れる。どこでもといいます。糸魚川バスともう１本ありますけど、そういうのも非常に大事です。それを大いに生かして、そういう外出できる環境をより改善していくということが、大事ではないかと思えます。これが医療費とか介護保険、総合的に考えれば、有効に生きてくるんでないかなというふうに思いますので、ぜひ今後ともこの改善に取り組んでいただきたいと思います。

老人いこいの家でいまして伺います。

今、一般的に浴室と休憩室は、どこでも一体的に提供されております。利用料金を少し紹介しますけども、新潟市、人口８０万人、大きい市です。老人福祉センターが１２カ所あります。老人い

+

こいの家が31施設あります。しかし人口と比例すると、糸魚川市のほうがいいかもわかりません。そういう施設の配置状況です。

しかし、老人福祉センターの大人60歳以上は浴室100円、大広間無料。老人いこいの家も入浴施設利用、1回100円というふうに負担が少ないんですね。そのほか子供さんとかの負担も無料とか少ないですが、一般向けで朝日町の「らくち~の」、大人の入浴料は4時間で525円です。小谷道の駅、深山の湯、温泉です、大人入浴料が時間制限なしで620円、こういうふうに低い負担になっているということでもあります。この点をもう1回検討していただませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

老人いこいの家につきましては、先ほど答弁でも申させていただきましたけれども、入浴と休憩室の料金につきましては、各施設で設定させていただいております。その中の助成という形で、うちのほうで補助をさせていただいてるところでございますので、今の段階で自己負担を低く見ていただくということにつきましては考えておりません。

以上でございます。

○16番（新保峰孝君）

終わります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

ここで昼食時限のため暫時休憩いたします。

再開を13時、午後1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

○20番（古畑浩一君）

奴奈川クラブの古畑浩一でございます。

通告書に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

1、中学校いじめ問題と教育委員会改革について。

いじめが要因とされる精神障害事件が発生し、その後の学校・教育委員会の対応が不適切であるとして、これまでも当議会・総務文教常任委員会でも問題視されてまいりました。去る５月１９日の臨時会では、前任期最後の委員会集約として松尾委員長より、極めて厳しい報告がなされております。

「糸魚川市いじめ問題専門委員会」よりの調査結果報告においても教育委員会の対応について、学校からのいじめや不登校等に関する情報の入手が徹底されておらず、その結果、学校への指導、教育委員会内での情報共有、適切な初期対応などが不十分であった点。さらに、いじめ問題への認識が甘く、教育委員、市長への報告が遅れ、危機対応のスキル、知識が不十分であるばかりか、報告の文書記録がない点、また、対応の意思決定が曖昧である点など厳しい指摘をどう受けとめ、対処したのか。

また、委員会審議における当該学校長に対し、異例と言える３月２１日の突然の辞令から端を発した引責ともうかがえる学校長の辞職に対し、教育現場を重視せず、小手先だけの糸魚川市教育委員会の対応で、真剣に教育に取り組んでいるすばらしい学校長が辞職したことは非常に残念である。新潟県教育委員会をはじめ、糸魚川市の教育現場でも、全く市教育委員会を信頼していない状況である。現状をもっと真正面から捉え、しっかりとした対応を望む。このままの状態が継続することに危機感を覚える。など厳しい指摘に対し、どう信頼を回復し、教育行政を改革していくのか伺います。

- (1) 現状において、市内各小中学校における不登校・いじめの件数と推移。
- (2) 糸魚川市いじめ問題専門委員会からの調査結果報告書をどのように捉え対処するのか。
- (3) 再発防止への取り組みと組織・意識改革をどう進めるのか。
- (4) 信用失墜した教育委員会。どう信頼を回復し、教育行政を改革していくのか。
- (5) 被害者家族へのアフターケアはどう行っているのか。
- (6) トカゲの尻尾きりのような引責人事・辞職であるとの批判があるが、どう捉えているのか。
- (7) 度重なる教育委員会の失態を市長として、どう考えるか。
- (8) いじめ問題そのものを市長として、どう考えるのか。

２、第三セクターの見直しと健全経営の推進について。

前回の３月定例会においても同様な質問をしておりますが、改善されるどころか、逆に混乱を極めている状況について市民の皆様から疑問と憤りの声が寄せられております。どう解決を図るのか、改めてお聞きをいたします。

糸魚川市第２次行政改革実施計画において、「第三セクターは、更なる経営健全化と経営状況の情報公開を促進するとともに、経営状況の悪化が予想される場合は、抜本的な対策を講じる」とありますが、３月以来、具体的にどのように進展しているのか。

また、糸魚川市の第三セクター株式会社能生町観光物産センター・社長（米田徹糸魚川市長）が、マリンドリーム能生内かにかや横丁の店舗の明渡しを求め、市民を訴えるという前代未聞の裁判は、一審全面敗訴という結果に終わった。その後、この裁判結果をどのように受け止め、どう対処したのか。また、本年新幹線開業に合わせ、リニューアルオープンしたかにかや横丁の新店舗に当該店舗だけが入店を拒否され、旧店舗での営業を余儀なくされているのは、いかなる理由なのか。

- (1) 市長が営利目的の第三セクター会社の社長をするべきではないと再三再四、申入れを行っ

てきたが、改善されなかった。今後どうするのか。

- (2) 社長を交代する場合、係争中の裁判などの責任は誰が負うのか。
- (3) 社長を交代する場合、かにや横丁を巡る地位保全仮処分申立てへの対応は。
- (4) 第三セクターへの管理・監督責任、監査のあり方について。
- (5) 大事な観光拠点を巡る裁判や報道によるイメージダウンをどう挽回するのか。
- (6) いじめや営業妨害などのパワハラ、人権侵害・道義的責任を問われることはないのか。
- (7) 経営健全化と経営状況の情報公開を具体的にどう促進していくのか。
- (8) 度重なる不祥事で強化された市職員の倫理規定を第三セクターにも当てはめるべきではないか。
- (9) 農林水産業や医療福祉団体など、国県市より補助金を得ている外郭団体に対しても管理・監督、監査態勢を強化すべきではないか。

以上、行政並びに教育委員会の責務について明確なご答弁をお願いして、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

1番目の中学校いじめ問題と教育委員会改革についての1点目から6点目までのご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

7点目につきましては、教育委員会が果たすべき役割と任務を再認識し、改革、改善の道筋をつけ、再発防止に努めるよう要請しております。

8点目につきましては、いじめは許されるものではないと私自身も考えております。糸魚川市いじめ防止条例といじめ防止基本方針に基づき、市・教育委員会・学校・地域が一丸となって、再発防止の取り組みを進めてまいります。

2番目の1点目につきましては、6月11日に行われました株式会社能生町観光物産センターの株主総会において、社長を退任いたしました。

2点目につきましては、今回の訴訟は株式会社能生町観光物産センターが行ったもので、会社として責任を負うものであります。

3点目につきましては、今後も会社が対応してまいります。

4点目につきましては、市内の第三セクターに関しましては経営状況を把握するとともに、経営にも出資者、役員として関与しておりますが、会社の経営、運営につきましては取締役会や、また、株主総会で決定をいたしております。監査につきましては、公認会計士による会計処理と、法人の監査役による監査が行われております。

5点目につきましては、現時点では入り込み客数や売り上げに影響がないことから、直接、イメージダウンにはつながっていないものと捉えております。

6点目につきましては、今回の訴訟は、あくまでも契約事項に抵触することから行ったものであります。

7 点目につきましては、これまでも黒字経営が続いており、経営状況につきましては地方自治法の規定により、法人の決算状況を議会に報告いたしておりますが、ホームページでの公表も予定いたしております。

8 点目につきましては、第三セクターにおいてはそれぞれの実情に応じて、取締役会等に対応すべきものと考えております。

9 点目につきましては、現在、市が財政援助に応じている団体等に対し、監査委員による監査の実施を検討しているところであります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目につきましては、いじめの認知件数と推移は、平成 18 年度、平成 19 年度は、40 件、41 件と高い件数でしたが、平成 20 年度以降は 20 件から 25 件の範囲で横ばいで推移し、平成 26 年度は 23 件となっております。

不登校の状況は、平成 18 年度から平成 20 年度までは 41 人から 48 人と高い傾向でしたが、平成 21 年度以降は減少傾向にあり、平成 26 年度は 23 人となっております。

2 点目と 3 点目につきましては、調査結果報告書の内容を厳粛に受けとめており、再発防止のためスクールソーシャルワーカーの配置による学校への巡回指導、教職員へのいじめに関する研修に取り組んでおります。

また、いじめ事案について学校と教育委員会で情報共有を図るとともに、指導主事による学校の現状把握に努めております。

4 点目につきましては、いじめ事案への反省と適切な対応を図り、このような事案を再び起こさないことはもとより、学力向上等、教育委員会の課題に対し真摯に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

5 点目につきましては、生徒の学習の支援を行うとともに、心のサポートに努めております。

6 点目につきましては、当該校長の退職は一身上の都合によるものであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20 番（古畑浩一君）

それでは 2 回目の質問に入りますが、同様の質問を既に笠原幸江議員が行っておりまして、長い論議の中で重なる部分もありますので、重なった部分につきましては、私のほうは質問を遠慮させていただきまして、特に、その中で取り上げられなかったことにつきましてお聞きをしてみたいというふうに思います。

それでは第1点目なんですが、今ほど市内各小・中学校における不登校やいじめの件数と推移、早足で説明をいただいたわけなんですが、これが年度によって件数に大きな差が見られるのはなぜなのでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

特に、いじめ事案につきまして平成18年度、平成19年度と非常に高い数になっております。これにつきましては、ちょうど平成18年度に大きないじめ事案が起き、文部科学省からも通知等が出まして、また、定義も変更されたというところから、全国的にもいじめの案件は急増いたしました。平成18年度、それから平成19年度も、いじめ根絶県民運動が新潟県でも始まりました結果から、平成18年度、平成19年度といじめの案件が急増したものと考えられます。ですが、その後、減っているということにつきましては1つの危惧をしております。年度によっていじめの件数が急激に減るということは、ひょっとしたら見逃しているのではないかというおそれも抱いているところです。

不登校につきましては、減ってることにつきましては各校の努力と、そして教育相談センターとの連携ということが挙げられるかと思えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それでは、いじめの定義はどのように変わったのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

一番大きく変わりましたのは、以前は、特定の子供に対して継続的に行われていたかというところが、非常に大きなところだったかと思えます。その平成18年度以降、継続的にということがなくなりまして、いじめられた子供がいじめられたんだというふうに認識をしたところで、いじめというふうなカウントをすることになったのが大きな相違点かと思えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

いじめの定義が、いじめた、いや、いじめられたということで、双方が認めた場合に、いじめとして件数に上がってた。ただ今は、いじめた側がいじめた覚えがなくても、いじめられた側が私はいじめられたんだと、苦痛を受けたんだと思えば、いじめになるというふうに定義が変わったということですね。

ある意味いじめの発生は、子供といえども集団で生活する以上、いたし方ないことだと私は思うんですね。大事なのは、いじめを早期発見して、早期対処していくこと。そこで山本課長のほうが先に答弁されておりましたけれども、数が減ったということは逆にこうかつに、また陰湿に、いじめがわかりにくくなっているということも考えられるんじゃないかと。その辺につきましては、どのように対処されているのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

確かにその点について、非常に憂慮しているところです。特に最近のいじめは、SNS等を使って非常にわかりにくい、見えにくいところがあります。現在もSNS等で問題になっているところにつきましては、県の組織を使いまして、ある子に対しての書き込みがされてたとかというような情報がありましたら、こちらに連絡が来るといふようになっております。ただ、LINE等でやられますと、なかなか見えにくいです。教職員が子供たちと信頼関係を取りながら、子供たちの情報を得るというようなことをしないと、LINE等のいじめのことはなかなか見えにくいところで、非常に困っているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

やはり近年、いじめが進化してますよね。今ほど言ってるように、昔の要するに裏掲示板等で、どこかにその形が残る式から、今はSNS、ソーシャル・ネットワーク・サービス、LINEなんか出てくると本当に決まった方だけしか、その閲覧はできない。しかし、仲間同士なら全ての情報を共有してしまう。これらに対しては、じゃあ具体的にどのように指導、また発見、解決というふうにやっていかれるのか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

昨年度あった例ですが、SNSでいじめがあるということで、子供たちのほうから教師に相談がありました。自分はそうではないんだけど、周りのグループの中で、そういうことがあると。先生、これはよくないからということで、子供のほうから教師のほうに訴えてきたということがあり

ました。

そういうように子供たちの中で人権意識を育てること、子供たち自身が、これはよくないことだよと言って、お互いに注意し合ったりすること、これが一番いじめを防ぐために大切なことかと思っています。子供たちに人権意識を育てること、いじめをストップさせること、この気持ちをぜひ育てていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

やはりいじめの撲滅には、子供たち同士の協力が私は必要だと。しかし、その子供がLINEでこんなことを書いてありましたよということで先生に告げ口をした、密告をした。それによって、その子供がいじめられるということはありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

そういう心配をして、なかなか先生に言えない、親に言えないという子がいるのは事実だと思います。ですが先生に言うこと、いわゆるちくりというようなものは、ひきょうではないんだと。いじめ、悪いことをしていることを先生に教えるということは悪いことではないんだと。大人に伝えることは、いじめをとめることなんだという認識を子供たちにぜひ持ってもらいたいと思いますし、いじめられる側にも問題があるというような誤った認識を子供たちから払拭するというのが、いじめをなくす大きな第一歩かというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

私たちの子供のころには、確かに先生に告げ口すれば仲間外れにされますよね、裏切り者呼ばわりにもされる。しかし近代の中においては、もうそういうのはだめなんだと、いじめるという行為そのものがだめなんだと。また、密告や告発、通告してくれた子供たちに対しても、学校側としてもこれちゃんと保護できるというような体制はできてありますか。勇気を持って起こした、そういう子供たちが逆にみんなからいじめられるということは考えられませんか。その辺のフォローの仕方についてお答えください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

確かに、そういう心配はあると思います。ですが、いじめられた子を守るということは、何よりも大前提でありますので、それは教職員誰もが共通して持っていることというふうに信じています。学校訪問の際にも、いじめについては徹底して指導しているところでもありますので、これからも引き続き指導し、教職員の人権意識を高めていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

今ほのご答弁のとおりでいいと思います。私もちょっと幾つか細かい事例を持っていますが、また次の機会ということでお知らせをしたいと思います。やはり本当にこうかつですからね、その辺を見抜くということにつきましては、私たちの子供のころに経験していないテクニックを使っていますから、そこら辺は学校側としても、やはりいじめ防止のために進化をしていかなくちゃならんということで、やはり考えていっていただきたいと思います。

次に、やはり深刻な問題が発生する危険性というのは、不登校なんですね。学校にさえ来ていただければ、いじめに対する対処はできますが、来なくなった場合には治療の仕方がないというか、解決の仕方がないわけなんです。先ほど言われた不登校の、もう少し具体的な数字と、そしてどのような要因であるのかということについて、解説をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

平成26年度ですが、昨年度、23名の子供たちが不登校ということでカウントされておりましたが、そのうち5名はひすいルーム、教育相談センターに通っております。また、学校には通いますが、教室に入れないで別室で学習をしているという子が10名おります。完全に自宅に引きこもっているという子は、昨年度はおりませんでした。不登校の生徒のうち、登校した場合には教室に行くという子は8名おりました。

そして件数のデータで申しますと、小学校までですと1名、2名という例であります。中学校1年生になりますと、昨年度は4名、2年生が9名、3年生が7名でありました。そのうちに平成25年度から続いているものもおります。中学1年生では1名が平成25年度から続いております。ですから小学校のときから続いているのが、1名おるということです。中学2年生では、1年生から不登校となっているものが9名のうち2名、3年生では7名のうち4名が平成25年度から引き続き不登校となっているということになっております。

失礼しました。理由につきましては、昨年度の例で言いますと友人関係ということで、きっかけとなっているものが5件ありました。また、児童生徒の無気力によるものというふうになっているものが4件ございました。

また、一昨年度、平成25年度では友人関係が7件、本人の情緒的な混乱というものも7件、親子関係によるものというものが6件ございました。この友人関係7件というのも、いじめというこ

+

とに関連するのかどうかということは、非常に憂慮しているところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これは憂慮すべきことは友人関係による7件だけじゃなくて、これ全てですよね、家庭環境の問題も含めて。義務教育の課程においては、やっぱり子供に勉学をさせるための義務というのは、親権の中に入ってるわけですよね。国民の三大義務ですわ。だから先ほどの笠原議員の質問にあったとおりで、地域全体でこういった子供たち、不幸な子供たちを救済する。また、無気力な子に対しても、なぜ無気力になったのかと。案外、教師の何げない一言で、やる気をなくしてしまっているというのも結構あります。これも重要な案件でもありますが、きょうは時間がありませんので、これは引き続き、やはりしっかりと原因究明をして、どうすれば対処、また薬を打てるのかということについてもしっかりとやってください。

このような事案に対して糸魚川市いじめ問題専門委員会から、先ほど申し上げましたが大変厳しい提言をなされてますよね。いじめの問題への認識が甘い、教育委員、市長への報告がおくれた、危機対応のスキルが不十分。こういったことに対して、どのように捉えて対処するのかお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

先ほど笠原議員のところでも説明させていただきましたが、学校への指導を今年度、指導主事が各学期に1回ずつですので、年3回は必ず訪問するということにいたしております。その際には、訪問した指導主事から報告を受けるということになっております。

また、今までなかなかこども教育課内でも、コミュニケーションというのが十分とる時間がとれませんでした。今年度は定期的に、その情報交換をする機会を設けるというふうにしております。

また、文書でも報告ということで、いじめ事案が上がった際には教育次長、教育長まで、いじめ事案について報告が行くようになっております。

各校長会におきましては前回も前々回も、指導主事のほうからいじめ事案について、特に重大なことに陥りそうな場合には、すぐに教育委員会に報告するようにということで、各校長に指導したところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

再発防止への取り組みと、組織・意識改革をどう進めるのか、これは似たような質問なんですけれども、やはり基本的には先ほど笠原議員からご指摘のとおり、さまざまな条例も対応策も、アクションプランはつくってあるけれども、実際には全然準備が間に合っていない。学校の教師といえども大変多忙をきわめている。じゃあ出て来ない子供たちの家を1軒1軒回って、1週間に何度も何度も話し合いを続けるだけの時間的余裕はあるのか。これらを踏まえて取り組み、反省を含めた意識改革、こういったことについて、どのように推進されるお考えかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

確かに学校現場の教職員、大変多忙になっています。ですが学校というのは、子供たちのための場所です。子供たちが安心して、そして平和で過ごせるということが、学校で何よりも大切にされなければいけないこと、第一とされるべきことと考えます。それを第一に考えて教職員が動けるよう、教育委員会も各相談には乗ってケースワークなどをいたしまして、子供たちのよりよい成長のために、教育委員会も一緒に汗をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

山本課長も、もちろん現場で教職をとってこられた。現場の先生たちがどれだけ忙しいのか、よくご存じですね。だけど先生たちもやはり精神的に追い込まれていって、苦痛を感じたり、精神障害を起こしたり、先生の不登校というのもある。これらは本当に、これからのアクションプランの中を考えていった場合にカバーできると思いますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えします。

大変教職員も多忙化し、多忙感というものもあるのは事実かと思います。ですが先ほど申し上げましたように、子供たちのためというのが第一です。何とか学校で解決できないこと、困っていることがあったら教育委員会に相談をしてほしいということを申し上げてますので、教育委員会が一緒になって汗を流して、学校と一緒に子供たちのためにやっていきたいと思っています。教職員の負担というものも大変あると思いますが、私たちのほうでそれを応援していきたいというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

これは週5日制になったときから、教職員のやっぱり時間的余裕がないんじゃないかと懸念されてきたことでした。中学校に入っていけば、部活を受け持つ先生も出てくるだろう。また、スポーツに熱心、文化に熱心な方々もいるから、そちらにも力が抜けない。これは全体でカバーし合える体制をつくらなければ、子供のいじめや不登校を見逃すということになります。教師に対する余裕的な時間というもの、これをつくること。これを今後の計画の中に、やっぱりしっかり入れていただきたい。山本課長、それをやらないと現場の先生は、かわいそう過ぎだと私は思うんですよ。それはひいては子供たちのためなんで、十分そこは配慮していただきたい。

次に、（４）信用を失墜した教育委員会、どう信頼を回復して教育行政を改革していくのかということなんですよ。

これは基本的には、たび重なる不祥事、それからさまざまな事件に対する隠蔽体質、やっぱり物事を隠していってしまう。教育の現場というのは、これまで議会においてもまさに聖域でした。あまりそこには口を出さないで、現場の教師たちの判断に任せるということが常でありました。しかし今、まさに聖域の崩壊とも言える事態が引き続き起こっております。これらに対する信用回復、どのようにお考えなのかお聞かせください。教育長じゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

古畑議員の質問にお答えするわけですが、先ほどから山本こども教育課長がお話しているように、私たちも真摯にそれを受けとめて、実際に行動に今現在、移している最中なんです。それらの中で、とにかく信頼回復をしていきたいと。山本こども教育課長の話の中に、ともに汗してという話がありました。できるだけ行動をともにしながら考えていきたいと。

それから多忙感をなくすということも非常に重要なことです。その中で今現在、取り組んでいるのは、教育補助員の配置ということも取り組んでおります。そういう中から先生方の負担感を少しでも減らしていきたいと、このように考えて動いております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

この一連の事件が起こったとき、もはや伊奈教育次長はいらっしゃいませんし、糸中の当該学校長も既にいらっしゃらない、渡辺課長も現場に復帰された。やっぱり残る当事者、責任者というのは竹田教育長しかいないわけですから、これはもうしっかりやっていただくしかないと思うんですよ。

それで5番、被害家族へのアフターケア、これは委員会審査でも問題になりましたけれど、保護者との信頼関係をどのように回復したのか。あのときは会いに行っても、会ってもらえないという

ような答弁でしたよね。その状態は改善したのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

改善しておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

改善しておりませんで済むんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えします。

先ほどからお答えしているように中学校へ行って、それぞれ話し合いを進めながら、理解を深めていただくということで動いているわけですが、なかなか個人的な意識の関係かなという気がするわけですが、そこに少し私自身も反省しなければいけない部分があるのかなという思いであります。

子供のほうはスモールステップで、うまく軌道に乗ってきておりますし、保護者と学校の関係も少しずつよくなってきていると私自身は思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

子供同士はうまく関係が修復してきたら大人同士、頑張ってもらうしかないじゃないですか。竹田教育長、あなた自身では何度、その保護者の皆さんに面会を申し込んだんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

すみません、再質問。その該当する保護者ということでしょうか。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後 1 時 3 5 分 休憩

午後 1 時 3 6 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

面会を申し込んだのは延べ 3 回になるかと思いますが、1 回目は、来ても会いませんよというお返事でした。それから 2 回目、3 回目は、まだ時期早いですねと、こういうお話で、その後、話はしておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20 番（古畑浩一君）

市長はこのこじれた問題に対して、ご自身で被害者家族の保護者に対して面会、もしくは連絡をとられたということはあるですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

この問題について非常に複雑なところがあるわけですが、職員を介して面会をさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20 番（古畑浩一君）

面会していただいたということなんですが、そのときもやはり解決を図れなかった問題ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

解決とか継続という形はちょっとなかなかわからないんで、お互いにその問題に対しての考え方を述べたわけございまして、それで解決したという話にはなっていないし、お互いに話の中で終

了したという状況で終わっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これもやはり子供のいじめと同じで、初期対応が大事なことだろうというふうに思っております。前も言いましたけれども、こうした学校現場の問題も、最終的には行政の長である米田市長のところに来ますから、ここはしっかりと対応して、今後とも交渉の余地を残すように頑張ってください。

次、（6）のトカゲの尻尾切りのような引責人事、辞職であるとの批判があるがどう捉えるか。これはかなり厳しい批判が出てますよ、教育長。この件につきましては糸魚川市教育委員会は、どのように人事の流れというものを行ったんですか。もう1回お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

3月19日に臨時教育委員会を開いて、内申を上げております。それから3月23日の定例教育委員会で、退職内申を上げております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

通常、学校長などの人事に対しては2月末までに、今回の場合は、県のほうから内示があって、それは教育委員会とすり合わせが行われて決まる、これが通常の流れですよね。今回は、そういう流れはなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

そういう流れではありません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

おかしいんじゃないですか。中学校長が変動なくもう１年というのは、２月中に糸魚川市の教育委員会にも連絡があったはずでしょう。それは一旦は認めているはずですよ、違いますか。じゃなきゃ何でこの２月の時点で、教育委員会の緊急会議をやる。これ３月１９日にやったと言ってますけど、３月１９日なんか通常では非常識な時期じゃないですか。通常、市の学校長などの管理職の内定というものは、２月の中旬ぐらいまでに行われるのが常でしょう。今の答弁はおかしくないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

教育委員会でそのように判断し、県教育委員会に内申を上げた、これは事実です。その後、どのようなかというのは、これは今度、県の教育委員会の判断になっていきます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○２０番（古畑浩一君）

私が言ってるのは、一旦は学校長の人事に対して、内示に対して了解をしておきながら、３月１９日の時点になって、その決定を覆したんじゃないかと言っとる。それは糸魚川市教育委員会の意向としてですよ、教育長の意向として。じゃなきゃ、あくまでも県教育委員会の判断だとするんですか、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

教育委員会として内申を上げた、これは事実です。ですから教育委員会の意向として上げております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○２０番（古畑浩一君）

それじゃ、どのような内申の内容だったんですか。なぜここで当該学校長がラスト１年を残して、異動の人事なり辞職なりという形になってしまったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

人事に関する内容ですので、お答えするわけにはまいりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

全てはやぶの中ですか。先ほどの質問にもありましたけど、糸魚川市いじめ専門委員会より、やっぱり学校長の責任を問う、また、厳しく指摘されているという調査報告書が、4月になってようやく県の教育委員会に報告されたとあるんでしょう。それだったらそういったことが原因で、今回の人事が行われたとしては考えにくいじゃないですか。そして決定が、全て教育委員会の人事として片づけるには、やはり不自然さがあり、疑問が残りますよ。県の教育委員会は、このたびの人事についてはどのような説明をしとるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えします。

先般、総務文教常任委員会でもお答えしたかと思いますが、年度末にこういう人事がある、糸魚川市でもあったから、多分、私はほかの土地でもあるんだろうということでお答えしてるかと思

+

います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それでは教育委員会は、何でこんな3月19日なんていう年度末にきて、わざわざ内申を上げて学校長を決めたんですか。通常だったら、先ほども言うように2月の中旬ぐらいにこの辺を決定しておかなけりゃ、管理職が決まらなければ一般職が決まってこないのが通常の人事じゃないですか。なぜこのような異例な人事が行われたのかと聞いとる。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

全てのことをお話するわけにはいきませんが、もろもろの責任という動き方で対処しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これはやはりもろもろの責任に対する引責だったんでしょう、今ほど言いましたけれどね、教育長が。そしてその中においては、市長、教育長の意向が強く反映されたということじゃないんですか。それを受けて県教育委員会が、3月21日なんていう年度末のぎりぎりの時点になって、中学校の校長の異動を発表した。その異動に対して納得できないということで、ならばということで辞任された、これが本来の流れじゃないですか、そうでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

今、市長という話が出てきておりますが、市長は一切ここには関与しておりません。教育委員会でそのように話をして決定した事柄です。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

私のほうにも情報が入っておりますが、その情報を明確にするには、まだちょっとここでは場所が悪いということもありますんでね。だったら教育行政の執行権の最高責任者が、教育長であるということなんですよね。であるならば今回の一連の不祥事や、これまでのさまざまな事件、出来事に対して、最も責任をとらなくちゃいけないのは教育長、あなたではないですか。これまでの不祥事の責任を問うなら、教育長としての進退をどのようにお考えなのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

今はとにかく、いじめ問題を早期に解決する、そういう方向へもっていくというのが私の責任のとり方だと思っておりますし、今までの流れの中でいろいろあった事柄については、それぞれに処分を受けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それを言うんなら当該学校長だって、減給等の処分を受けてたはずですよ。それにも飽き足らず引責人事をさせたわけでしょう、更迭人事をしたわけだ。現場も周りの方々も、だったら一番最初に責任とるのは教育行政執行の長である教育長でないのかと、このような厳しい意見が当然のごとく出ております。これについては真摯に受けとめる必要があると思います。このたび重なる教育委員会の失態、今の答弁、市長としてどのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

その都度、その問題に対して受けとめながら、そしてまた、それに対しての罰する体制をとりながら対応してまいりましたし、今回もやはりこのいじめ問題に対しては、しっかりと受けとめながら、しっかりとそれを解決して進めてもらいたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それはやめていった学校長も、1年早く辞職された前教育次長も、みんな同じ思いだったと思う。やはりトップの責任というのを明確にしなければ、下についていくものの考え方も、モチベーションも続かんじゃないですか。そういったことも十分配慮していただきたい。

卑劣かつ陰惨ないじめ問題。これは学力重視の偏重教育の末、子供一人一人の個性がないがしろにされていくという現状。見つからなければ、証拠がなければ、何をしてもいいという倫理観の欠如。表面上の道德教育じゃなく、今、必要とされているのは、やっていいことと悪いことを判断できる正義感と、弱いものを助け、ともに手を携え、乗り越えていく勇気と連帯感。多感な思春期を迎える子供たちに手本となる教師の尊厳の回復、それを支える地域社会の環境整備が必要と考えます。

問題が発生するたびに繰り返される隠蔽体質と責任回避、大人の論理で、汚いものを子供たちに見せるべきではないと考えます。この問題はこれで終わりますが、学校、教育関係者のみならず、市民の多くが注視し、厳しい目で見ていくということを肝に銘じていただきたい。

次、2番目、第三セクターの見直しと健全経営の推進について移らさせていただきたいと思いますが、今ほどの答弁では、6月11日の株主総会で社長がかわったということですが、どなたが就任したのか。また、今回の裁判の経緯を承知して、社長に就任されたのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えいたします。

まず、代表取締役社長に、池亀郁雄さんが就任しております。また、代表取締役、織田義夫さ

ん、副市長が就任されております。

代表取締役社長につきましては、これまでの経緯については、ある程度ご承知だというように理解しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

副市長は今回、どのような立場での役員となるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

6月11日、先週の木曜日ですけれども、株式会社能生町観光物産センターの取締役会がありまして、そこで私と池亀郁雄さんと、もう1人、漁協の能生支所長が新任で取締役に選任をされました。

株主総会後の取締役会で、池亀郁雄さんが代表取締役社長、私が代表取締役ということでありまして、したがって、役員ではないんですが、代表権のある取締役にになったということでもあります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

市が50%の株を所有する大株主ですよね。いかなる経緯で池亀郁雄さんに社長が決定されたんですか。どなたのご推薦なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

議会のほうから市長の社長交代を再三再四、ご意見を頂戴をしておりました。そういったことを含めまして非常勤ではありますけれども、専任の社長を何とか確保したいということでありまして、その中でいろんな人も考えたんですけれども、やはり能生町観光物産センターに精通してる方からということになりまして、旧市の職員でありますけれども池亀郁雄さんを選任しようということで、市長ともそういうことを考えまして、それから取締役の皆さんにも一、二、相談をいたしまして、そういったことで選任をさせてもらったということでもあります。精通者ということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

じゃあ今、係争中の裁判の責任は誰が負うのか。原告、どなたになるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

裁判所のほうへは、今度、原告の代表者名の変更のほう、その辺につきましては弁護士さんのほうから届け出をする予定にしております。責任はやっぱり能生町観光物産センターということで、会社法人がそのまま責任をとっていくというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

それはあまりにも、かわいそう過ぎませんか。事件や係争には全く関係のない人が、これしかも、もともと米田市長が起こしてる裁判じゃないですか。最低でもこの裁判の行方と責任と決着だけは社長がかわろうと、原告である米田 徹さんがやるべき問題じゃないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

やはり市長は多忙でございます。したがって、この裁判を含めましていろんな問題解決、できるだけ早く解決したいということから、非常勤ですけども専任の社長を配置したいですし、私も市長よりは多少、時間的余裕がありますので、その辺について頑張っていきたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

公務多忙なら、裁判なんか起こさなきゃよかったんじゃないですか。それで、さらに社長を交代するこの地位保全、仮処分申し立て、この命令は米田市長の名前で出てるんじゃないですか。鮮魚店、カニ販売店リニューアル後の対応についてのお知らせ、当該店舗だけは古いところでやりなさいって、これ米田 徹の名前ですよ。これもじゃあどうするんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

+

能生町観光物産センターにつきましては、やはり全ての、先ほども第1回目のお答えをさせていただきましたが、経営、運営は、やはり取締役会で決定をさせていただいてるわけであります。でありますから、その会社での責任、また、いろいろやはり今言ったように、個人的な引責については、当然、その当時の社長である私が負う部分がございますが、やはり引き継がれたものにつきましては、会社としての責任という形でとっていく。そういう形で責任のあり方はあるものだと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

責任があるのは、これは当然だと思いますよね。

それから12日の保坂議員への答弁で自己救済の原則と言われて、このリニューアルしたお店に当該店舗が入らないことは当然だという答弁があったんですけど、これ自己救済の原則って一体何なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

まず、自力救済の意味でございますが、みずからの権利の実現のために法的な手続を経ず行うことを言います。自立救済禁止の原則は、権利の実現は法的手続を通じて行うことが要請されており、個人が勝手に強制的な権利実現を図ることは、禁じられているという意味で申し上げました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それは誰に教わって、ここで答弁したんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

市の顧問弁護士を通じてお聞きしとります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

全く逆の意味じゃないですか。自立救済とは民事法上、権利者ですよ。権利者が自己の権利を侵

害された場合に、司法手続によらず、自己の実力をもって権利を実現することを意味する。近代国家においては、自立救済は原則的に禁止されている。これ正式には、自立救済禁止の原則と言うんですよ。やっちゃいけないことをあなた方はやったんですよ。

いいですか。例えば自分のアパートでお金を払わない、滞納してる方がいる。その人が出たすきに、鍵をかけて入れなくする。これは法律で禁止されてるということなんですよ。自分の自転車を人に盗まれた。その自転車を自分が取り返した、それも禁止だということなんだ。今回のケースは逆、皆さんがやっちゃいけないことを賃貸借人、今回の当該店舗に対して行ったということなんだよ。あなたはやっちゃいけないことを、やっていいことということにして答弁してるんですよ。わかっていますか、その違いが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

今回の案件は、契約事項に抵触するかということで裁判所に判断を委ねたものであります。そういった意味では、法的手続による解決といったことで、今の文言につきましてご説明させていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それをちゃんと解釈して答弁しとるのかと聞いてるんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

今、申し上げた中の理解として、答弁させていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

1審の判決で敗訴した糸魚川市とすれば、リニューアルしたお店に対する仮処分というのは2つの道があった。1つは判決が出るまで入るなというやり方、今回だね。もう1つは、判決が出るまで入っていていいです。そのかわりあなたが負けたら出ていってくださいというやり方なんです。今回のやり方でいった、先ほどで言う禁止の原則でいけば、リニューアルなのでマリンドリームのかにや横丁が継続している新しい建物として捉えられる。それに対して今回は、あなただけ古い店舗でやりなさいと。これに対して地位保全の仮処分申し立てというのは出てますよね。これは当然、裁判所で判断する。とりあえず判決が出るまでの間はこうしなさいというのが、今度は裁判所命令

で出てくるんだと。だけどその命令じゃなくて、あなた方はこれを和解でやりたいと言ったんでしょう。違いますか、織田さん。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

法的にどのようなものかは、今、それぞれ弁護士さんを通じて交渉してるところでありますけども、私とすれば、やはりこれは現在の状況は、正常な状態でないというふうに考えますので、できるだけ早く、一刻も早くこの問題については解決したいということで、今後、対応したいと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

だからね、市長、社長がかわるのは当然としても、この辺の立つ鳥跡を濁さずで、自分が起こした裁判や、命令処分の撤回ぐらいは自分でやっていきゃいいじゃないですか。何でもわからん新しい社長に、全部押しつけるんですか。池亀さんだって承諾相談、社長の就任があったのは5月12日からでしょう。つい最近、就任の依頼があって、返事したんじゃないですか。それもほかにやってくれる人がおらんからということで、織田副市長に泣きつかれてやむにやれず、あなたが能生町時代につくったマリンドリームが今大変だから、あなたが社長やってください。裁判に関しては一切迷惑をかけないという条件で、社長をしてもらったんじゃないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

選任の経過につきましては、詳細については私もまだ何月何日だったか記憶はありませんし、その辺につきましては省略をさせていただきたいと思っておりますけども、ただ、池亀新社長と一緒に、この問題についてはできるだけ早く解決したいということで、その辺につきましては意見が一致をしてるところであります。

実はあす、新旧社長と、それからスタッフ、それから私も含めまして、市の担当課長等を含めまして、現在の課題について協議をする予定にしているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

米田市長、姫川病院のときも、あなた市長に就任したことを理由に理事を辞任して、民事訴訟の

被告になるところを免れましたよね。今回もまた同じように敵前逃亡するんですか。あなたが起こした裁判ですから、あなたがちゃんと最後まで面倒を見る。時間がないと言うなら、早期和解に走る、これがあなたの責任じゃないんですか。何でそんなところまで、新しい社長に全部ツケを回すんですか。しかも1審で敗れて、2審も棄却される可能性が大きい。同業者が起こした同様の裁判だって、1審で負けて、2審は棄却されてるじゃないですか。到底、勝つ見込みがない裁判を、何で新しい社長にやらせるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

本当に皆さんが今答えているように、会社でこれは起こした裁判でございますので、会社全体でとっていくのが、これは当然だと思っておりますし、しかし、個人的に間違いを起こしたというものについては、当然、そのときの責任者である、社長である私がとるべきと思っております。

これについては、規則をやはり守らなかったということで起こした案件であるわけでございますので、それと今、いろいろな判断の中で出とるわけでございますので、そのあたりは我々といしましては、1審では我々の主義主張がなかなか判決の中に織り込まれてなかったもので、それはどういう捉え方をされているのかということで、高裁にもう一度上げたものであるわけでございますので、その辺をやはりしっかりと、我々といしましてもこれからの運営の中でしっかりその辺を整理しなければ、新たな展開はできないわけでございますので、そのような形をとらせていただきました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

だから普通の社長と違う、あなたは市長でしょう。市民の生活と安全と、そういったものを守っていく、そういう義務があなたにあるんですよ。1日も2日も延びていけば、それだけ不利なところで営業されてる方の営業権が侵害されていくじゃないですか。何で女一人に寄ってたかって、そういういじめみたいなことを繰り返すんですか。

ホームページもそうでしょう。初めて聞いたと言ってますが、3月の時点で私がインターネットを外されたり、ほかるいじめを受けているという現状については報告してるじゃないですか、ここで。何で知らんて答弁するんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

能生町観光物産センターにつきましては共存共栄、やはり父ちゃんがとってきて、母ちゃんが売るという1つのコンセプトでやっとなるわけでありまして。そのようなことからテナントの皆さんにお

かれましても、やはり会社の意向というよりは協議体の中でやっとります。そういう形の中で出てきたことについて、我々といたしましてはそれを受けて、それを規則として上げておるわけでございまして、やはり会社といたしましてはそういった規則をつくり、それを守っていくのが、会社の運営の1つでもあるわけであります。その辺の話がやはりずれてきたことから、今回の案件になったと捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

難しい法律問題のように語ってますけども、これ、そもそもの事の発端は、いかなる理由なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

株式会社能生町観光物産センターとテナントとの間に生じた建物の賃貸借契約による問題を、裁判所の判断に委ねることになったものであるというように認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

課長もかわったばかりだけど、もう少し理屈わかるでしょう。基本的には、もともと不良操業や密漁が起こっていたことを、当該店舗の女性経営者が言いつけたんじゃないかということから始まった、全ての摩擦なんでしょう。これ、先ほどのいじめ問題にかわれば、先生に言いつけたらしかられた。だからあいつを仲間外れにしようみたいな、子供と同じようなレベルの話から始まっていったことじゃないですか。その結果、パワハラや職権乱用した、さまざまな業務の適正の範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害するような言動と行動になっていったんじゃないですか。それで後で、後づけするような規則をつくって追い出そうとしてしまったのが、今回の裁判の全てじゃないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

まことに心外であります。私はそれは一切あずかり知らんですし、我々はやはりその規則を、ある形の中で認めたわけでございますし、能生町観光物産センターは二十五、六年前に創業以来、みんなでまとまってきた1つの暗黙のルールみたいなものがあったり、そういうものを具現したと

我々は捉えておるわけでありまして、そういう話は私は一切あずかっておりませんし、そういう話は私はここで言われるというのは、本当にまことに心外でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

心外と言われれば私だって心外ですよ。この問題だって携わってもう1年半、こんなところで言う前に、市長、今回の裁判はやめといたほうがいいって2人で話し合ったことだってあったじゃないですか。あなたはその問題については、2人で話す場合でも記録をとらせてくれって言われて、秘書を入れて私とあなたの会話を全部記録にとったはずだ。何が心外なんですか。じゃあそのときの記録、全部出してくださいよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私はそういううわさ話はあったにしろ、そんなことは我々は直接は聞いてないし、そういう話はあなたから聞いたわけでございますし。であっても私といたしましては、あそこは公有水面の埋め立てで、漁業組合が非常に力を発揮していただいでできた施設であるということについては、やはり漁業振興をしっかりとやっていかなくちゃいけないわけでございますので、そういったものがやはりこの根底にあるということで受けとめております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

昔からの既得権で、あの国道8号にかにや横丁をつくって、そういった方々が昔ながらの既得権を主張するのは私はわかると思う。同業者の方々が、それぞれもめるのもわかると思う。ただ、何でそこに市長が仲裁の中立の立場で入らずに、片方ばかりの肩を持ってやってしまったのか。そこに中立性がないから、やめたほうがいいですよと言ってるのがこれじゃないですか。同業者同士が争うなんてよくある話なんですよ。私はそこが市長としてふさわしくないと言ってる。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

ですから取締役会での決定であるわけでございますので、私もやはりそれに従ったわけでありま

す。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

取締役会の決定って、あなたが50%の株を保有してる絶対的な社長じゃないですか。逆に、あなたの意向で、今回の係争をやっていると仰う方だっているんですよ。渡辺前副社長が、じゃあこの間も言ったけども、あそこを潰してやる、たたき出してやるそこから始まっている言葉じゃないですか、これは。その辺どうなんですか、全部知らんてとぼけますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

その話も私はあずかっておりませんし、ただ、それもそういう話があったという話を聞くけども、本人からはそういう話は全然聞いておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これで終わりますが、私が言っているのはけんかに拍車をかけろと言うんではない。社長の立場で早く和解という形に結びつくのが得策だと、このように申し上げている。わかっていただければいいと思いますが、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、古畑議員の質問が終わりました。

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

発言通告書に基づきまして申し上げたいと思います。

今回は、介護保険についてであります。

介護保険がスタートしてから15年、この間にサービスにかかる費用は約3倍、介護保険料は2倍以上に伸びました。国は制度改正、報酬改定の度に給付の抑制を図ってまいりました。6年ごとの法改正、3年ごとの報酬・基準改定が行われてきましたが、2012年の制度改正から3年で保険法の改正を実施し、同時に医療に係る法律も含めて成立をさせました。

法改正を急ぐ背景には、医療・介護の2025年問題があります。社会保障のどの部分を重点的に整理し、どの部分を効率化するか、「重点化と効率化」が社会保障改革の全体像と言えます。介

介護保険サービスの支援が状態の重い方に重点化されることは、病院から在宅への速度を速めることにつながっています。在宅復帰に向けて機能を充実させた医療機関となるように基準が設定をされております。医療・介護の多職種連携では多くのサービスで重度者対応、認知症対応の機能を高めるよう報酬・基準改定で求めています。また、軽度の要支援者は訪問・通所介護から外れ総合事業へ移行、効率化を図り、特養は要介護3以上で入所となりました。その狙いは医療の必要な人、重度の要介護者、一人暮らしの高齢者、認知症の人たちを入院入所だけではなくて地域で支え、地域で生活できる仕組み作りにあります。しかし、国の財源削減ありきで、自治体に体制を整え運営まで求める施策には、保険制度としての多くの疑問があるところでもあります。そこで以下の項目について伺います。

- (1) 今後の特養をはじめ施設の拡充計画と特例入所など市町村が関わることになる入所判定基準の考えについて伺います。
- (2) 医療・介護の重点化施策の流れと多職種連携による施設と地域の役割・体制づくりについて伺います。
- (3) 地域包括支援センターが進めている地域課題把握の取り組みと地域ケア会議の現状、今後の取り組みについて。
- (4) 介護・認知症に関する相談・問合せ窓口の名称の一本化について伺います。
- (5) 新オレンジプランの推進と新たな取り組み「あったカフェ」が、それぞれ歩み出した状況について伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

+

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

古川議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、今年度に特別養護老人ホーム40床の整備と、短期入所施設から特別養護老人ホームへの転換8床を計画いたしております。

また、要介護1・2の方の特別養護老人ホームへの特例入所の要件は、国・県の指針に基づいております。

2点目につきましては、在宅医療連携協議会において多職種によるチームケア体制の整備に努めております。

3点目につきましては、今年度より市内全域の地域診断の取り組みを始めており、そこで出された結果を総合事業の協議の際の参考としてまいります。

また現在、地域ケア個別会議を開催いたしてるところであり、今後は推進会議へつなげて地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

4点目につきましては、現在のところ考えておりません。

5点目につきましては、認知症の早期診断、早期対応のための体制として、初期集中支援チームの設置について医師会と協議をしております。

あったカフェにつきましては、4カ所の会場で4月から月1回、定期的を開催し、情報交換の場

となっております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

2回目の質問に入ります。

特養への入所希望者の集計ですね。これは私、直近のものというふうにお聞きをしたら、平成26年8月現在のものがここにありますが、直近の希望者集計では、どのような内容に変わっていくのか、また、特養の希望者集計の受け付け基準ですね、これもどのように変わっていくのか、この点を確認したいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

特例の入所希望者の集計でございますが、平成27年2月にやっておりますが、まだ集計が整っていないところでございます。

また、特養の入所につきましては、本年4月から、原則、介護度3以上の方となっております。介護1・2の方につきましては、特例入所の要件に備わっている場合に入所が可能となっております。

また、介護度1・2の方につきましては、申込者の方に制度の改正のご案内をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

これ要介護3以上ということで、今度、決まったわけでありまして、この1・2の方は外れ、そこが特例という形になったわけですが、新年度の集計ですね、これはお急ぎになっていると思いますけれども、いつごろ出てくるのか。例年であれば、この点についてはもう出てきてもいいころかなと思うんですが、おくらしているのか。それをどのくらいの時期に出して、これをお示ししようとしているのか、その点お伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

毎年２月と８月に集計を行っているところでございますが、２月現在につきましては、早急に集計をしたいというふうに考えております。

また、申し込みデータにつきましては、施設のほうからいただいております、市が管理いたします認定者情報、医療情報などを突合することによって、少し時間がかかっているということでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○８番（古川 昇君）

そういたしますと、しつこいようで申しわけないんですが、要介護１・２の方ですね、これは特例ということになると別集計という形で、これはこの次からやろうとしてるのか、その点だけ確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

要介護１・２の方については、申し込みをされてる方もいらっしゃいますので、それとは別に特例入所の方の人数を、別枠で集計したいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○８番（古川 昇君）

特例をじゃあ別枠でということでありますので理解をいたします。

それから、先ほどの新保議員のところの質問にもありましたけれども、特養の４０床であります、これは１２月ごろサービス開始というふうに聞いておりますけれども、これは現在、もう既にその特養の問題になっている従業員の方、職員の方、あるいは専門職の方、それぞれ皆さんもう採用のめどが立って、それでこういうスケジュールの流れになってきたのかどうか、その点だけお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

施設のほうでは一、二年ぐらい前から、増床になる分も含めまして人員の確保をしているという

+

ふうに、お答えをいただいているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

そうしますと、この方がということは確認をされてないということでありますが、これはサービスを開始するまでにきちっとやっていただきたいというふうに思います。

それから、今さらというふうに思われるかもしれませんが、この40床の枠に入る方でありますが、あくまでも、おおさわの里に申し込んでいる方で在宅で介護をしている方に、これは限られる、限定されるという考え方でよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

あくまでも、おおさわの里に申し込みされた方に限定されます。しかしながら、在宅かどうかということにつきましては、その方の身体状況、または医療依存度、いろいろな状況を勘案いたしまして、判定されるというふうにお聞きしているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

その考えは、おおさわの里に申し込んでおられる方ですね、要介護3以上の方には、全てそれは行き渡っているというふうに確認をされましたか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

ご家族の方がおおさわの里に入所申し込みされてる場合は、ご家族の方は承知されているというふうにご考えておりますし、入所される場合に判定会議を行いまして、入所についての意向をご家族の方にお聞きすると考えておりますので、ちゃんとご家族の方は認識されてるというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○ 8 番（古川 昇君）

それでは前回もこれは私、お聞きしたわけでありましたが、こういうふうに答弁されております。

行政としては、今後も施設介護者が確実にふえるという予想ができるので、増床はやめるわけにはいかないんだ。介護保険料、サービス、高齢化などを踏まえて、市民の皆さんにどのような充実策が必要か、保険料負担の増額に理解を求めていかなければならない。そのために福祉施設のあり方を急いで研究していく、こういうふうには部長は答えられたんですね。その作業を具体的にどう進めていらっしゃるんですか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

施設整備につきましては保険料の増額等、かなり高いハードルがあるというふうには考えております。まず、現在ある施設の中で、どんなサービスを行っていけばいいか。今のサービス以上の資質向上を目的といたしまして、介護事業所連絡会というものを昨年度から開いております。いろんな事業所の職員さんの交流を深める中で、資質向上を図っているところでございます。まず、そこから始めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○ 8 番（古川 昇君）

資質向上も、これも十分やっていたかなきゃなんと思いますが、施設のあり方を検討するということは、私はそういうふうには受けとめていなくて、今回の事業計画の中でもこれは十分に検討されたということだろうと思うんですね。その時点では、もう6期のものでしておられたと思いますけど、ただ、その上に立って、なおかつあり方を検討するということは長期見通し、いろんな要素を加えて、このあり方を検討するんだというふうには私は受けとめたんですが、その点は皆さんのほうでは、意識がなかったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

施設のあり方については、これから十分に検討する必要があるというふうには思っております。

しかしながら、介護保険料の増額も勘案しなくてははいけません。また、在宅で生活をするということを中心に、地域包括ケアシステムの構築に向けて頑張っているところでございます。その中では今期の計画の中で小規模多機能の居宅、あとはグループホームの新設について計画に挙げさせてい

+

いただきました。

施設の整備につきましては各事業所にお話をお聞きますと、やはりスタッフの問題が大きな課題であるというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

じゃあ特例入所について伺いますが、入所基準、これは示されて、先ほど国・県の示された指針をというふうな回答もいただいたわけですが、糸魚川市独自のものをその中に入れて、この基準を示したのかどうか、その点をお伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

市の独自の特例入所の要件は入れておりません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

特例入所ということになりますと、またこれ今までと違ったものの考え方も出てきますし、皆さんの考え方もおありになるうかと思えますけれども、これはきちっとこの基準に載せて、誰から見ても公平であるというような形のものにしていきたいというふうに思います。

これは入所判定は、これは特養側でやるということでもありますけれども、特例の入所の判定ですね、これはどちらがなさるのでしょうか。施設側でやるのか、それとも福祉事務所でやるのか。書いたものを見ますと書かれてる内容ですね、これは施設に申し込みがあったときに、その判断基準を行政に仰ぐんだというふうにも書いてあったというふうに私は思いますが、それで間違いないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

判定会議につきましては、施設のほうで行っております。また、特例入所の要件に合うかどうかにつきましては、事業所のほうから市のほうに照会をいただいているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

照会をいただいているということではなくて判定の基準、それに合わせて判定をするんだ、行政が。その点を私、伺っているのでありまして、今まで以上にやっぱり判断、あるいは判定をするということになると責任が出てくるわけですね。その責任を負っていくということになると、皆さんのほうではそのところはお話になっているんですか、どちらが決めるんですかということをお願いしているんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

特例入所の要件についての意見につきましては、行政のほうから回答させていただいてるところでございます。判定につきましては各施設のほうで行っております。

また、入所申し込みをしてから介護度が変わる場合、例えば要介護3から4になるとか、要介護1から3になった場合には、ご家族の方から申し込みした施設のほうに、その旨、お伝えしていただきたいというふうに、お願いしているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

特例入所のことについて伺ってきたわけですけど、はっきりしたところですね、今までの入所判定との違いというのは、またお聞きをしたいと思います。

今までの入所判断ですね、これは要件を点数化をして、この方の場合は何点というふうに、もう本当にわかるような形で実施してるんだ。言葉ではなくて、点数で出していますよということは伺っています。

しかし、今現在でも待機者の中には、入所の判定に対して大変ご不満を持ってる方がたくさんいらっしゃると思います。直接、聞くこともあります。在宅で必死に介護を続けて、何とか生活をしているんだけど、片や、ひとり暮らしで身内は県外にいらっちゃって、そのうち介護度が上がって優先的に先に行ってしまう、入所してしまうと。この現実、どこかおかしいという方もいらっしゃるんですね。わかっていても現実を目の前にすれば、感情的にならざるを得ないと思いますけれども、このような不満の声、皆さんのほうで受けとめて、どう感じて、どう応えていくか、お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

確かに入所申し込みされた場合には介護にかかる難易度、例えばひとり暮らしであるとか、一緒に住んでいればやっぱり介護者がいるということで、点数的には低くなるというふうには承知してるところでございます。

しかしながら、やはりひとり暮らしで、お一人で、高齢で、在宅で、要介護度が4・5の方というのは、非常に大変な思いをされてるんだらうなというふうには感じているところでございます。

また、ご不満はお聞きすることもあります、その部分は各施設のほうでの判定になりますし、お話をお聞きして、施設のほうにお話をつなぐというところで、こちらのほうでは対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

平均的なところであるとは思いますが、やっぱりこういう市民の皆さんが持つてのご不満ですね、これはやっぱり正面から受けとめてもらいたい。その上に立って施設なり、あるいは自分たちが持つてるところの機能を発揮して、何とかそのところはクリアできるような形でやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

昨年の医療改定で、一般病床から退院に向けて患者が転院する場合がありますが、転院先が在宅復帰に向けて、機能を充実させた医療機関となるような基準が新しくできたわけがあります。その受け皿の1つが、地域包括ケア病棟だと思います。

この施設は、既に5月1日から糸魚川総合病院で開始をされているというふうに聞いておりますけれども、機能を充実した医療機関というふれ込みになっておりますけれども、今までのやり方とどう違うのか。そもそも地域包括ケア病棟という考え方ですね、これについてお話をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

地域包括ケア病棟の機能といたしまして、大きく3つございます。急性期病棟からの患者の受け入れ、また、2つ目といたしまして、在宅等にいる患者の緊急時の受け入れ、在宅への復帰支援、この3つが大きな機能としてございまして、在宅と今までの急性期病床をつなぐ施設としての位置づけでございます。したがって、急性期から一気に在宅へ行くのではなくて、その間でリハビリとか、そういった退院支援をする場所の病床ということの位置づけでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今まで以上に機能を発揮するということで受けとめますが、この医療機関、これは重点化を実現するために在宅復帰率、これは非常に高いものを求めています、そのために人員配置をすれば、そのところは報酬を上げるというふうなところもありますけれども、今まで以上に速度を早めて在宅への流れというのが強まってくれば、重度の方がたくさん在宅復帰した場合に、居宅介護施設との連携、あるいはそういう中での混乱ですね、こういうものはないように十分対処されているのか、協議をされているのか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

糸魚川総合病院ばかりではありませんが、病院の退院支援及び在宅における後方支援の充実を図るということで、病院から退院を促されたり、どうですかというようなお話があった場合には、退院カンファレンスを行っているところでございます。医療関係者、糸魚川総合病院に医療相談室がございまして、こちらのほうからは高齢者の者、また保健師、事業所等、集まりまして、在宅でどんなふうにして支援をしていけばいいかというところで十分検討させていただきながら、在宅に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

この地域包括ケア病棟、どこまで介護分野を見据えて取り組まれているのか、わからないところもあるわけではありますが、退院調整システムは重度者であって、介護環境によっては、私は特養へ直接行く場合もあるだろうと思いますが、あるいは在宅へ行く場合、これも高い在宅復帰率ということですから、ここに大半が行くんだろうと思いますが、振り分けまで、この病棟のところで担当されるのかどうか、その点もお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

振り分けというわけではございませんが、例えば病院からほかの病院へ移る場合もございます。また、特養のほうに移動する場合もあるかと思っております。しかしながら、先ほどから申し上げてます

+

とおり、施設入所申込者はたくさんいらっしゃいますので、病院から直接というのは、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。在宅での生活をしながら、特養への申し込みをしていただく、また、ショートステイも使いながら、在宅での介護の負担軽減についてもケアマネを通して、また、ご家族の意向も聞きながら進めているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

医療、介護の連携は、今後、ますます速度を早めていくと思います。医療も求められることは増加をいたしますし、医療分野の重点化施策がもし速度を早めるということであるとすれば、介護分野の重点化は特養の入所、これは要介護3以上としたことだろうと思います。中・重度の介護者に限定したことにあるわけでありましたが、一方で、効率化を求められているのは要支援者、これはご案内だと思いますが、介護サービス給付から除外をして、地域の支援事業の総合事業として新たな担い手を確保する。ここに元気な高齢者の方々やボランティア、NPOに面倒を見てもらう、こういうことになるわけですね。その地域の実情に合わせて、自治体に全て運営が任せられる。医療、介護、予防、住まい、生活支援、これが切れ目なく提供されるというのが、ずっと言われてる地域包括ケアということになるわけでありましたが、この点については私もそういうふうに考えます。

しかし、よく考えてみますと、財務省が、社会保障費の増大が国の財政を圧迫して、このままでは保険制度そのものが潰れてしまう。重点化、効率化と言ってしまうえば聞こえはいいわけですが、財政危機を一方的に自治体に押しつけて自治体のお手並み拝見、こういうやり方は、私はそぐわないのではないかというふうに思います。

要支援の1・2の方を除外するということでありますけれども、この4月27日に、既に財務省は財政制度分科会、こういうものを改正して改革案を示しております。その中身であります、75歳以上になると国庫負担金、医療費、介護費が増加をする。団塊の世代の方が後期高齢者となり始める2020年ですよ、もう5年も前倒ししてます。給付と負担のバランスをもう一度やるんだというふうに、もう4月27日に言ってるわけですね。何と驚くことに、その中に要支援1・2じゃないんですよ。もう要介護1・2の人も総合事業に入れてもらう、それが給付と支出のバランスだというふうに財務省はもう言ってるわけですね。こういうやり方というのは、私は何かおかしいと思うんですね。格差して、差別をして、じゃあ全部自治体に預ければ、この制度がうまくいくのかというやり方は私はおかしいと思うんですが、市長、これをどういうふうにお考えでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

私も全くそのとおりだと思ってるわけございまして、やはりこれは1地域の問題ではないと思っています。国全体でやはり捉えていかなくちゃいけない問題と捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

私、一人で興奮してもしようがないところでありますが、それでも今、出されているこの方向ですよね、示されてる方向でやらないわけにはいかないわけですよ。だったらどういうふうな効率を上げてやっていくかというところが、私は一番問題になるんだと思うんですが、私は介護の重点化、効率化は、要介護者の立場から発想して介護認定者を減少させていく方針、これが私は介護保険制度を維持して、持続させていく上で、絶対必要だというふうに考えております。

介護認定者を減らして、サービス給付を抑えて、効率化を図っていくのが、本来の施策ではないかというふうに思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

やはり一番何が幸せかということを考えときに、健康で長くその地域に住み続けることが、一番幸せだろうと思うわけでございますので、その健康についてはいろんな施策をやりながら、そっちへもっていきたいと思っとる次第であります。それがやはり今言われるように、今、議員ご指摘の方向に、同じような方向で進めるだろうと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

国では先ほど言いましたけれども地域包括ケアシステム、これは25年までにつくり上げるように求めていますけれども、これはただ、今、言われているようにいろんな問題があって、今、いろんなところ、医療もそうでありますし多職種、あるいは専門職等々協議を重ねておられるところだろうというふうに思いますけれども、このシステムをつくり上げる主体、ここはどこになるのか、一番重要なところはどこかというところで、お話をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

地域包括ケアシステムは、行政だけでやれるものではないというふうに考えております。その主体となりますのは、市民や地域の各種団体、介護事業所だと思っておりますが、システム構築に向けての働きかけは行政であるとか、社会福祉協議会のほうからやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今、言われたように、いろんなところの方々と連携をしなければやっていけない。これはわかっているわけでありますが、しかし、行政も皆さんと一緒に方向を向いて、同じように手をつないでいたんでは、私はだめだと思うんですよね。最も重要なのは、私はやっぱり行政だと思うんですわ。

行政の介護保険に対する捉え方、あるいは我がまちの介護はこの施策に力を入れて、こういうまちづくりをしていくんだ、そういう明確な方針が私はやっぱり市民の中に明らかになってる、あるいは介護関係者の中にも明らかになってる。こういうことがなければ、強烈な行政としての方針がなければ、引っ張っていくことはできないんじゃないか。

地域包括ケアシステム、なかなかゆっくりとしたような形で言っておりますけれども、やっぱり問題、中心になるところは行政であり、そのやり方、こうするんだという明確なものがなければ、私はやっぱり弱さは出てくるんじゃないかと思いますので、この点、弱さがあるんでないかと私は認識してるんですが、この点についての考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

介護保険につきましては、第6期糸魚川市介護保険事業計画が本年度の4月から始まっております。その計画の基本目標の中に上げさせていただいておりますが、高齢者の健康づくり、認知症の理解と支える体制づくり、在宅介護の充実、生きがいを持ち積極的に社会参加できる環境づくりというところで、計画に上げさせていただいているところでございます。

今現在、地域包括支援センターを中心に各地域のほうに回って、地域包括支援センターの認知度を高めたり、介護保険制度のお話をさせていただいたり、地道な取り組みを進めているところでございます。今後、行政のほうから、いろいろと助言、支援をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

先ほど来、申し上げておりますけれども、1つのモデルとして、これは国のモデルとしてもなっているところがあるわけでありますが、埼玉県のと光市の取り組みであります。

と光市の方針ですね、これは自立支援、介護予防を徹底的に重視をして、要介護4・5でも施設を選択せずに、在宅で暮らせるまちづくりをする。このことをきちっと市民に打ち出して、強烈に

もう15年間やってきてるわけでありすけれども、入所待機者解消のために特養を安易につくらないんだ。一貫して市の方針を市民や事業者、専門職に説得し続けてきた。

地域包括ケアは買い物、あるいは通勤や暮らしていたところで、ずっとやっていただけるようにすることが、町をそうやってつくっていくことが地域包括ケアなんだと。そのために地域密着型サービス、これの施設が必須だと考えて、小規模多機能ですね、これの整備を中心に据えてきたということであります。

和光市の大きな特徴は、徹底して認定者に合わせた自立支援と介護予防の充実だと思います。糸魚川市では自立や介護が下がって、1年くらい持続している方々、認定者の方々の調査分析等々やっておられるのか。この和光市の何と驚くことに、毎年、要支援者の40%以上を超える人が自立認定で、介護保険を卒業するんですよ。こういう取り組みをやっぱり私はやっていくべきなんだと思いますが、その一歩としても調査の分析ですね、こういうところをきちんとやっておられるのか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えをいたします。

現在、個別のケースの調査分析は行っておりませんが、和光市の例を教えていただきました。これまでに15年もかかっているという状況でございます。それだけ時間がかかるというふうに認識しております。私たち和光市に倣うべく、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

要介護の認定者、この方々をやっぱり元気にしていくということが一番、私は目的にならなきゃいかんというふうには思います。

先ほどちょっと話がありましたが、東京都品川区、元気になる介護の方針をつくって、介護度が下がって1年間持続すれば、介護施設に月2万円のインセンティブを与える、こういう施策を始めるということがわかりました。これは施設には介護報酬ですよね、介護度が下がれば報酬が下がりますので、ここに対するインセンティブ。

それから介護職員の方々であります。介護者の方々が元気になっていくと同時に、職員のモチベーションも上がっていくという相乗効果ですね、こういうのがあるというふうに言われておりますけれども、糸魚川市でもやっぱり介護度が下がって、それなりきに一定程度、持続をしているということであれば、そういうインセンティブみたいなことを考える必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

施設に入っている方が介護度が軽くなるということは、喜ばしいことだというふうに思っております。その部分で行政として何ができるのか、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

新しく介護報酬が変わったので、いろんな方に話を聞きました。上がった方、それからあまり変わらなかった方もおられましたけれども、その中で困り事の話が1つがあったので、紹介をさせてもらいたいと思います。

夜、介護後の旦那さんをベッドから車椅子に移動する際に、誤って下に転がしてしまった。これは女性ですので大変重くて、ベッドまで持ち上げらず、誰か助けてくれというふうに大声も出せずに、そのままじゅうたんの上に一晩寝かせて、翌日、次のヘルパーさんが来るまで待ったというような話をお聞きしました。とても笑えない話でありますけれども、介護仲間に話すと、特に女性の場合であります。こういうのは多いんだそうですね。誤って落として、とてもじゃないけど上げられないというのが何人かいたということでもあります。そんな経験からその方は、昨年1年間、介護入門講座に通って、とっても助かったというふうに言われておりましたけれども、介護サービスでこの方を助けるサービス、今の段階であると思いますか、お話を伺います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

現在、今の駆けつけられるサービスというものはございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今はないと思うんですね。夜間の対応、随時の訪問サービスがあれば、私は助けてあげられたと思うんですけれども、先ほども話がありましたけれども、糸魚川では希望というか、要望がないんだというふうにいつも言っておられますけれども、私はやっぱりこういうふうに聞いていけばあるんですね。やっぱり見つけられないんじゃないかと、こういう事例は聞きに行くのが、やっぱり私は一番いいんじゃないかと思います。特に在宅介護の高齢者、2人暮らしですね、夫婦で老老

介護、介護の実態の相談を待っているんじゃなくて、訪問して、実態調査にぜひ努めていただきたいと思います。これは要望をしておきます。

次にいきます。

3番目であります。各支援センターでは、地域課題について独自の取り組みを進めているという話を伺っております。行政ではそれぞれ5つあるわけですが、取り組みですね、内容を把握しておられるのか、お聞きをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

地域包括支援センターにつきましては、こちらのほうから委託している事業でございます。委託の方針を掲げております。その中では地域活動の中で、自助、互助の認識、介護予防の普及、認知症への理解と対応、地域包括支援センターの役割について広く計画的に普及啓発を図るというものでございます。

また、地域ケア個別会議の定期的な実施、日常生活圏域の地域ケア会議の開催、事例検討、または主任ケアマネ委員会と連携した相談体制の確立についてをうたっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今の中に地域資源、社会資源ですよね、要はボランティアさんとかそういう方々、そういう方を組織をし、あるいは見つけてほしいというところの取り組みも、多分、これは委託をされているんだろうと思いますが、そういう点に限ってのそれぞれの地域包括支援センターの動き、これはつかんでいらっしゃいますか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

各地域包括支援センターについては個別に、地域包括支援センターごとに取り組んでいるところがございます。

また今後、平成29年4月からを目指しまして、総合事業への移行につきましの検討会、または勉強会も予定してるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

+

古川議員。

○ 8 番（古川 昇君）

あるところでありますが、これは1つのモデル地区ということで、限定をしてやってるんだそうではありますが、中山間地の高齢者、これは先ほども話がありましたけれども、社会保障に関する負担が非常に大きくて、介護サービスを受けずに、ぎりぎりまで我慢していくという土地柄なんだということがわかって、この人たちをどうするかというときに、今いる人たちを何とか自分たちで自力で、その解決に当たらずということはもう無理だ。したがって、その下の年代の人たちに一生懸命に働きかけてやってるという、1つのセンターがあるんですよね。こういうものも1つずつ、やっぱり行政はつかんでほしいと思うんですよ。

能生にしたってそうでしょう。13カ所のカフェをつくってやってるし、あと3カ所が足りないんで、ここについて一生懸命、今やってるというのもあります。

それから青海については、これは出発したばかりでありますので、いろんなところに行って話を聞いて、来てくれということなら、もうイの一番に飛んで行って、そこにサポーター養成講座ですね、こういうものを切り口にしてやってるというのがあります。

私はそういうのを聞いて、やっぱり行政はそういうことをきちっと受けとめて、ケア会議なりそういうものを糸魚川で、どうやっていくんだという材料にしてほしいと思うんです。

その中で1つ問題になったのは、総合事業へ移行ということは、もう前からわかっていたわけですが、行政は方針を出すのが遅いという、そういう意見をお持ちのところがありました。

そこも自分たちが持ってるルーティンの作業があるわけですね。その上に、なおかつそういう方針が出てくる。決まったときじゃなくて、もっと前に方向としてはわかっていたわけですから、そういうものを早目に出してほしいという要望がありました。これはどういうふうに応えましょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

おっしゃられますとおり、動きが遅いという指摘でございます。こちらのほうといたしましても、遅いというふうに認識をしておるところでございます。また今、スピード感を上げて、総合事業に向けて取り組み始めているところでございます。

また、地域の方からのご理解、また、ご支援をいただかないと、進められるものではございませんので、引き続き、地域の方にも働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○ 8 番（古川 昇君）

流れを読んで、もっと早くからそういう話を私たちのところに欲しい、こういう意見でありましたので、応えていただきたいと思います。

それから、次に移りますが、これは事業計画の中でも出ておりますけれども、地域包括支援センターの認知度、これがさっぱり上がらんというところもきっちり書いてあるわけでありましてけれども、39.4%にとどまっている、40%に届かない。

これはいろんな話を聞きますけれども介護、あるいは家の母親なり父親がおかしくなったときに、相談する場所がすぐ頭に浮かんでこないんだ、どこに相談したらいいかがよくわからん。福祉事務所はちょっと敷居が高いと言うんですよね。それはどういうふうなことがよくわかりませんけれども、やっぱり相談するとすれば、もっと気楽に、あるいは電話ができる、温かい目で優しく相談に乗ってくれそうな、名前の名称も変えていく必要があるんじゃないか。

そこで私が考えたのは、介護ホットラインというような名前にして、一元的に受けとめるというようなところで検討はできないものか、この点についていかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

相談窓口の名称が、なかなかわかりにくいということでございますが、地域包括支援センターは各地域の老人クラブでありますとか、地域の集りに出向きまして、認知度を高める努力をさせていただいているところでございます。

また、介護ばかりでなく、いろんな相談も地域包括支援センターで受けるところでございますので、今のところ介護ホットラインというような名称は考えておりません。

また、福祉事務所の窓口につきましても、電話でも受け付けさせていただいておりますし、相談があれば、例えば担当の地域包括支援センターのほうにお願いしますというふうにつないでいる状況でございますので、もしそんなお話がありましたら、福祉事務所のほうにお電話いただきたいと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

私はその入り口だけでも、もっと優しいような感じのものに変えたらどうかという点でお話をさせていただいたわけでありまして。現状でやっていくのであれば、今の認識度を上げていくしかございませんので、周知徹底をするというところをお願いしたいと思っております。

次にまいります。

先ほどありましたように「あったカフェ」の名称で、これは3月から始まったようでありますけれども、来年の3月まで、こういう日程がもう出されておりますけれども、4つありますが、それぞれのところでどういう出発をされたのか、これ行政の方が出られているというふうに聞いておるんですが、その点について感じたことですね、あればお話をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

まず、4カ所でやっておりますが、内容といたしましては、その施設の説明でありますとか、認知症の理解を深めるためのお話でありますとか、DVDの放映でありますとか、その後、相談会も兼ねてやっておりますところでございます。

また、参加者につきましては認知症のご本人、介護家族、ボランティア、地域住民、福祉関係者などがございます。4月、5月で延べ96人の参加があったというふうに聞いております。

また、各施設によりまして特徴もあります。まだ2回しかやっておりませんので、今後また6月、7月と回を進めるうちに敷居の低い、そういうあったカフェになるということを期待しているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

それぞれ4カ所、特徴のある運営をされてるようであります。ここに対しては一生懸命、ご支援をお願いしたいというふうに思っております。

それから新オレンジプラン、これでありましたが、本当にこれは大きく中身が変わったということではなくて、人数そのものを上げたとか、そういうところでありまして。柱は7つあるわけですが、これを国がやっていくというときに、安倍首相がこれを大見えを切って言ったわけでありまして、厚生労働省がやっていくんじゃないんだ、文部科学省、国土交通省をはじめ全省庁で、この総合戦略に当たっていくんだ、そういう発言もされております。

当市ではこれを受けて認知症の総合戦略、糸魚川版ですよね、こういうものを早く示してほしい、こういう意見もありますが、現場サイドから出されているこういう意見にどのようにお応えになるか、協議は進んでいるか、お話をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

新オレンジプランにつきましては、基本的な考え方といたしまして認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すというふうにうたっております。

その中で当市といたしましては、まず、認知症の理解を深めるために認知症養成講座をやっております。今年度に入りましては各地域、または学校、企業の方から出前講座ということで、依頼があるところでございます。まず底辺を広げて、認知症の理解を深めたいというふうに思っております。

す。

また、認知症かどうかという早期発見が一番重要になります。その中ではお医者さんとの関係も、医療、介護の連携の中でやっていく必要があるというふうに思っております。

また、認知症の方が行方不明になる場合もございます。そのあたりのところも福祉事務所だけではできませんので、各関係課と今連携をして、どのようにしてその方を早期発見できるかというところを、検討している最中でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

私がお聞きをしたかったのは、進めていくに当たって糸魚川で全庁的にそういうものを捉えて、福祉事務所だけに任せるのではない。それぞれのところで、建設課もそうでありますし、これは道路、あるいは危険箇所ということになればかわってくるんでありましようが、そういうものを含めた検討をしようとしてるのか、もう既に始めたのか、そこをお聞きしたいわけです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

明確に始めてはおりませんが、各関係課との連携はいたしているところでございます。認知症を特化する場合でしたら、これからでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

そのときにはやっぱり受け身ではなくて各課でも全体で、こういう新オレンジプランというところの糸魚川の戦略ですよね、そういうふうに向かっていくという立場で、ぜひ皆さんの協議をお願いしたいというふうに思います。

それから認知症の人が暮らしやすい社会、先ほどもお話がありましたけれども、公表しづらい事情、あるいは家族も市民も受け入れに戸惑いがある状況だと思います、今の状態では。これの理解を深めるために普及啓発、これはこの1年間、どういうふうに行っているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

非常に難しい問題だというふうに思っております。

今、報道では認知症を予防するためにこんなことをやればいいのか、生活習慣病が悪化すると認知症になりやすいというような報道も出ているところでございます。これに関しましては、もうなかなか策というのはございませんが、庁舎全体で取り組んでいく必要があるというふうに思っております。まず、地域のほうに出向いていきたいというふうに思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

認知症の相談、医療機関の受診までに、これは平均9カ月かかっているという現実があるわけですね。そういうふうな相談に出てますと、やっぱり9カ月という数字は当たってるなというところは随分あるんですが、早期診断はその後の生活に大きく影響をします。

それで地域の支援推進員、この方には私は活躍をしていただきたいことと、それから認知症初期支援チーム、これを2018年までに立ち上げなさいというふうに言われているわけですね。医師、あるいは医療機関、介護専門職と体制づくり、これは間に合うのか、現状はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

推進員につきましては、福祉事務所の高齢系のほうに1人の保健師がおります。その職員が中心となって、今、動き始めているところでございます。

医療チームとの連携につきましては、答弁のほうでもお答えさせていただきましたが、医師会のほうと、今後、協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

これからということではありますが、認知症の対応にとってはこの初期支援チーム、大変期待をされているところでありますので、ぜひ間に合わせるようお願いしたい。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、古川議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を3時25分といたします。

午後 3 時 0 9 分 休憩

午後 3 時 2 5 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15 番 吉岡静夫君登壇〕

○15 番（吉岡静夫君）

お疲れのところ申しわけございません。早速、入らせていただきます。

1、市の行政や市役所の中身・動き、どこまで普通の市民（特に弱い立場の）一人ひとりに知らされているか、知らせようとされているか。きょうはこの1点に絞り込んでお話をさせていただきたい、訴えさせていただきたいと思っております。

ことあるごとに私はこう主張してきました。

「内容がどうあれ、それが時には市行政（市役所）にとって都合の悪いこと・弱味であっても、市はその中身・内容を普通の市民に知らせるのが基本。『公』『市』に比べて、『民』『市民』は、ほとんどの情報の量も質も格段に劣っている。まずはそういった現実を互いに認めあうこと、そしてその両者間の差を埋めあうこと。それこそが『市民の市政参加』の足元づくりだ」

いま、盛んに言われるようになった「トップダウン行政からボトムアップ行政へ」も、まさにその原点はここにあります。と私は思います。

また、私は、常にも言わせてもらっております。

「数だ、力だ、勢いだ、元気だと競いあい、旗を振りあう『行政』を見直そうではないか、振り回されないようにしようではないか」

「数もない、力もない、勢いもない、旗振る元気もない人は4万6,000市民の中にはいっぱいおると私は思います。私もいろんな弱さを持っており、自覚もしております。いつ誰がそんな立場になるかもわからない。まずはそこへ目を向けよう、取り組もう」

過日、「貧困」をメインテーマにしたテレビ特集番組、これはたしか5月28日だったと思います。これで特集番組でありました。結論は、結果的には、「どんな人でも『貧困』に転落する危険を抱えている。ひとごとでは決してないことを自覚しあおう」でありました。であればこそ、私たちは、そういった「弱さ」と向き合う「行政」を目指さなければならない、作りあげなければならないと考えるのです。まさにそれこそが「市政」に関与するうえでの主人公であるはずの「普通の市民」の立場からする「市政」への「対案」であり、よく言われる「提言」だと考えるのです。

ということで、そのうえで私は、以下具体例のいくつかを選んで「市民一人ひとり、市行政の、市役所の何を知っているか、何を知らうとしているか」に焦点を絞り、改めて取り上げ、検証しあいながら論を進めさせていただきます。

そこで、(1) 旧姫川病院対応。

どう見てもどう考えても、たとえば用地・建物の問題ひとつとっても、これまでの歴史や関わりあいの中身からしても、「公」である「市」は、この姫川病院の事後対応に関わるべきです。しかし、市長の言い分はおおむねこうです。

「先駆けて行政が取り組んでいいのでしょうか。我々が非常に疑問を感じておるわけでありまして、そういう状況がくれば、我々もいろんな面で公に活用できるものであれば、それに参画させていただきます。果して行政として引き込んでいいのかどうかというのは、非常に市民に対しても申し開きができない部分が強く思っているものですから」、これは会議録から、そのまま原文です。改めてお聞きします。このことばのいわんとするところは何なのですか。「市民に対しても」、フレーズの中にある、あるいは「市民」の多くが「オカシイ、ヘンだ」と感じ、言いあい、もっといえば、こういう事態だからこそ「公」の「市」がなんとかすべきだと受けとめ、言っていると私は受けとめ続けてきました。

少なくともこういった現状を肝心の市民に明らかにする。それが市の「広報」姿勢の原点ではないでしょうか。伺います。

(2) B & G プール問題。

6月13日、ようやくシーズンに間にあわせての改修オープンとなりました。「ホッとしたり」「ここを明らかにして」など多くの方がたから多種多様なお考えをお聞かせいただきました。

ということで、改めてお聞きします。

当初見積り額3,080万円、これはもう何回も言ってることですが、契約金額3,100万円、実際には4,800万円にといった変化・経緯についての市民への説明がどうなされてきたか、今までに、伺います。

(3) 桂・工場用地問題。

この問題、「企業誘致・雇用拡大・地域活性化」のかけ声かけ、旗振りなどに振り回されないように、という反省・自省の教訓を残してくれました。これも何回も言ってきました。同旨の私の発言に対し、市長はこう言っています。

「我々もある程度、調査をさせていただきましたが、そこまで見抜けなかったということが大きな原因だろうと思っております。本当に申しわけなく思っております」

たしかにそのとおり。しかし、問題はその後です。私が指摘したのは、当案件はもちろんですが、これに類した事例にぶつかる時がまたこないとも限らない。そういった事態に備えて、全体的にはもちろん、事例ごとに向けたマニュアルづくりを進めてはどうか、というものでした。

その後どう取り組んできたか、進めてきたかを伺います。

(4) 権現荘・温泉センターのあり方。

リニューアル事業が8月1日ひとつの節目を迎えます。

当事案、これも同じことをしつこく言ってきましたけれども、ふたつの大きな問題点を抱え続けています。

ひとつ、ホテル業的性格の「権現荘」と、健康福祉施設的性格の「温泉センター」を単に

統合という名の、言ってみれば事務的処理でゴツチャにはしてはならない。ふたつ、そもそもホテル業的な施設に市費（しかも４億円という巨費）を投じ続けるべきではない。

このことは、ことあるごとに議会内でも言い合い続けられてきました。住民・市民・関係者の間でもこの声、根強いものがあります。

そこで注目願いたいのが、今回項目１、さっきちょっと朗読しましたがけれども、旧姫川病院対応の際の３月定例会での市長のお考えです。こう言われております。

ちょっと略しますが、「先駆けて行政が取り組んでいいのでしょうか。（中略）果して行政として引き込んでいいのかどうかというのは、非常に市民に対しても申し開きができない部分が強く思っているものですから」

まさにこの考え方、この姿勢こそが本案件にこそあてはまるもの、と皮肉を言うわけじゃないけれども、私は考えます。あえてこの時期、いかがお考えですか。

(5) ジオパーク事務所対応。

数ある「ジオパーク」のひとつにすぎないはずの糸魚川、だからこそ４年ごとの再審査対象のひとつでもあるのでしょうか。その市の東京事務所に全体の、複数のジオパークのための事務所が同居。

これは、私は家賃がどうこうとかいう次元の問題ではないと言っているんです。筋が通りません。案の定といいましょうか、その後いろいろな方々から、いろんなかたちでご意見を頂きました。これが３月定例会での一連の動きでした。

まずは、このことについての基本的な考え方を、そして、その後このことについてどう対応したか、しようとしているのか、したのか、伺います。

(6) マリンドリーム関係訴訟。

このことについては新聞・雑誌などマスメディアにも、もちろん当議会内でもいろんな角度から取り上げられました「マリンドリーム」での関係訴訟です、市民の間でも非常に関心を集めております。

その根っこになにがあるのか、その後どう動いているのか、市長が社長という現象をそのままにしての現実。このことについては６月１１日、この議会ではたしか先ほどの古畑議員の質問で明らかにされたと思いますけれども、６月１１日、まさに突然の社長交代。６月１２日、一般質問の前の日です。余計なことですけど、この社長交代、この通告書はその日、１１日にはでき上がっていました。修正もできません。ということで、こういう表現になってしまったわけです。市民に対して、こういった現象・現実を、そして肝心の市長の、市の立ち位置や姿勢を、これこそどう「広報」しているのか。

伺います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

吉岡議員のご質問にお答えいたします。

1 点目につきましては、これまでも何度もお答えしてきましたが、新たな状況変化がない中で、新たな対応は考えておりません。

2 点目につきましては、市の広報やホームページで改修工事による休館やオープン時期を掲載し、広く市民にお知らせをしまいいりました。また、関係する地元や学校、保育園には、経過や、その後の予定をお伝えをしまいいりました。

3 点目につきましては、これまでもお答えしてきたとおり、市が土地を購入する場合には、国が定めた公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、事案に応じて対応しておりますので、市独自のマニュアルづくりは考えておりません。

4 点目につきましては、これまでもお答えしてきたとおり、また、姫川病院とは関係ございません。

5 点目につきましては、前回もお答えしたとおり、日本ジオパークネットワークの理事長を務めている立場として、ジオパークの一層の推進を図っていきたいと思いますので、今後もこの体制を継続してまいります。

6 点目につきましては、株式会社能生町観光物産センターとテナントの間で生じた建物の賃貸借契約による問題を裁判の判断に委ねたことによるものであり、現在も審理中であります。

また、社長につきましては、6 月 11 日に行われました株主総会において退任をいたしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もございますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15 番（吉岡静夫君）

最初に今ちょっと気づいたことだからメモったんだけど、4 番目の権現荘、温泉センター、これ姫川病院と関係ない。私が指摘したのは、こういう姫川病院のところへこそ、こういう考え方を当てはめるべきだと言ってるんで、姫川病院と、これと関係あるなんていうことは、私は言ってはおりません、そういう意味でね。

それからもう 1 つ、ジオパーク事務所対応って、これ 5 番目ですけれども、これは私はこれでいきますと、こういうふうに断言されておるんで、これは人それぞれ行政姿勢というのはみんな違うんだから、それを「おいっ」と言うわけにはいかんと私は思いますけれども、私はやはりこれは考えるべき。基本的に、このジオパーク対応するときの問題だと私は思ってる。それがいいとか、悪いとかと言ってるんじゃない。ここに書いてあるとおりです、言ったとおりです。それだけ今、最初に言っておきます。

それから最初に戻りますけれども、総論というか、これがきょうのメインテーマ、私の今回のメインテーマだったんで、後の 6 項目というのは具体例を挙げてお聞きをしてるわけです。

そこで 1 つ聞きますけれども、今回というのは市の情報、これもおわかりだと思うけれども、中身をどう捉え、どう見るべきか。それがいみじくもいろんな形で、きょうも出てまいりました。どこまで市民に知らせておるんだろう、市民が知っておるんだろう。そういうことがどうしても出て

くるんですね。

例えば、あちこちいきますけれども、この姫川病院、例えばこのごろ出てきました、よく巷間、あるいは国のほうでも出て、空き家対策の特別措置法なんていうのが出てきましたね。そういう問題で非常に今、国、あるいは政府、あるいは地方も、あるいは地方のほうが先駆けているかもしれない、この問題は。そういうことをやってるんだけど、そういう形で、この問題というのは取り組む、質は違うかしらんけれども、何らかの形で取り組まないといけないんじゃないですか。同じことを繰り返して申しわけないけれども、それだけはしつこく言わせていただきたい。市長、どう思いますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

空き家については、市内にもいろいろとございます。議員、今お話の旧姫川病院につきましては、建物は運営しておりました糸魚川医療生活協同組合が、現在も所有権を持っております。また、土地につきましては、第三者の方が所有というような状態でございます。このような状態の中では、法律的な手続が非常に複雑でございます。そのような状況の中で、例えば空き家を活用するということは極めて困難で、行政としてすぐに対応できるというものではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今、部長の話を聞いてると、ここずっと続いてる、何かあって、おい、教えてくれやと言うと、それは係争中だからだめだって、あのせりふを思い出した。法律的にどうのこうのって、そういう問題じゃないでしょう、これは、でしょう。市だってかかわってきたんだよ、これは。ただ、法律的に難しいから、私手ちょっと出せませんで、そんなね、だめですよ、それじゃ。そういうことを聞いとる。市長、どうですか、市長に聞きます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

今ほどのお答えと重複するかもしれませんが、単純に、空き家になっているから使えるんじゃないかというような状態ではないということであります。破産手続をされた後、裁判所の決定で破産手続が廃止ということが平成22年に行われております。そういう状況の中で今日を迎えているわけありますので、その辺を勘案して、すぐに対応できるものではないというふうに申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

+

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

どう考えてもね、だって今、平成22年でしょう、これ、あなたが言ったのは。これだけたって、それでいまだに、いや、これから時間かかるとか、いや、何だとかって、わけのわからんようなことを言って、おれに言わせりゃ。

例えばですよ、具体的によく巷間で聞かれる行政代執行でやっというて、それでやったらどうだい、おい、という声もある。だけど、これは市が市民のある程度、合意を得にゃならんかもしれない。そういう道もあるじゃないかという、一般市民の素人的な考えと言えばそれまでだけれども、そういうものもあるんですよ。だから今の通り一遍の答弁じゃ、私ははっきり言って納得もできないし。

これ金子部長、あんたと幾らやっても、それは同じことを言われとるんです、だから市長なんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

姫川病院につきましては調査もさせていただいて、新たにつくるより金がかかるというような判断も、一度はさせていただいたわけでございますので、いろんな観点から見て、今、我々といましては、そこにはなかなか近づけないという話をずっとさせていただいてきております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

だったら言葉をかえて言うと、こういうものがあるじゃない、あるいは、ああいうものがあるじゃない。これは一般市民のかかわる人たちの言葉です。これは地権者の問題もありゃ、いろいろあるわけですから、あるいは一級が一番いいところに、ああいうものがあるということに対する一般市民の感情的な考え方もあるだろうし、そういうことを考えるとやっぱり、じゃあ、おい、皆さん、議会もそうだけど、市民の皆さん、行政としてはこういうやり方を今考えとるんだけど、こういうやり方はどうなんだろうとか、だめでしょうかとかって、そういうような問いかけというのはないんですか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

姫川病院につきましては、建物は糸魚川医療生活協同組合ということで登記をされております。当然ながら、この生活協同組合はもう倒産をしたということで、実態はないわけではありますが、ま

だ登記の中では、所有者として登記をされてるということであります。ただ、もう1つは、銀行によって抵当権も付されております。そういった建物であるということ。それから、土地所有者は一般の市民の方等が、実際、土地所有者がいます。

したがいまして、市がどうのこうのよりも、まずは土地所有者とか、そういう銀行のほうの抵当権者とか、そういう方々からどうかという話がない限りは市は市単独で、その辺を何とかしようということとはできないと思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

話の筋というか、本末がおれ違うと思うんですね。土地の関係者は何も言わんからとか、抵当権の問題、これは後でやる桂の土地だって抵当権ですよね、聞きなれた言葉です、このごろは。そういう問題があるんだ。だったら、そういうものはわかった上で、行政対応をやるべきじゃないかということをとるんです。

関係者から言ってこなきゃって、そういう片面的な言い方はよくないかしらんけど、そんなふうに受けとめられる。言ってこんきゃおら何もせん。その前に、市がかかわってきたという事実があるわけでしょう、公的に、そうは思わないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えします。

そのような経過があって、そしてまた我々はさらにそういうもので、もし生かせるものは生かしたいという形で調査したんですが、大分やはり中が荒らされていたり、そしてまた我々、目的は何に使うかいろいろ検討しても、なかなか生かせるものがないという中においては、我々といましてはなかなか近づけないし手も出せないという形で、何度もお答えしてきております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

この問題、私はずっとやってきたもんですから、平成19年のあれから、確かに手も出せないと言われる。どう考えても、そうやって市長が言ってるんだから、いや、手も出せない、手を出せって、そういうわけにもいかんだろうけども、やっぱりこれはここへきていろんなやり方を考えて、それで議会に対しても、あるいは関係地権者、そういう方々に対しても、やっぱりどうだ、というやり方はどうなんだろうとかという、そういうことが私はあっても、市民のほうへ入っていくぐらいの、そういう姿勢というのはあってもいいと私は思うんだけどな、どう思いますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

+

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

何倍も金かけてもいいということであればやれますが、新しく建てたほうが安くなるというような評価もされてる中で、何でそこを使って金をかけないかんだという財源的な部分もあるわけがありますので、我々としては、そういう今のを生かすというのは、なかなか難しいと捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今の何倍も金かけてっていうのは、それは確かに新築するよりリフォームというか、結局それは金かかるって、それはわかる。だったら、そういうことを検討してきたと言うけども、市民に対して問いかけることだっていいし、議会に対して問いかけることでもいいんじゃないですか。私は一般質問でこうやって言っとるから、こういうやりとりを市長や副市長とやってるけども、そうでなきゃ議会の中で、あまりこういう話をおれやったことないような気がするんだ。例えば常任委員会とかそういうことでも、ましてや一般市民には。何やとるんや、役所は、議会は何やとるんだ、この程度でしょう。そのことを私は真摯に考えて訴えとるんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

市のほうも何とかならないかというような研究はしとります。それで平成25年に不法侵入されて建物が荒らされたということで、防犯上問題があるということになりまして、そのときには関係地権者のほうと協議をする中で、そこについて立入柵をしようと。不法侵入防止のための防止柵を設置をしようということで、市のほうで防止柵を用意をして、土地所有者に貸与して、そういった措置をしてるということでありまして。そういう経過もあるということだけ、ご承知願いたいと思っています。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

知ってるというか、偉ぶるわけじゃないけど、そういうことは私も知ってるんですよ、立入のあれ、警察も一応介入というか、そういう形で、そしてあんなったっていうことを地権者の方々からも聞いております。それはそれで、私はいいと思うんですよ。だけど私は、根本的なところは全然

動いてない。

それできょうの主題である広報、あるいは広聴、市長もいわゆる広聴広報に関しては、これは3月だったかな、そこでこういう表現をしてる。広報広聴の場を通じて情報収集を行い、これは姫川病院じゃないですよ、全体の、私はあれ前回だったか、広報広聴はどうあるべきだということをやったときに、こういう答弁してるはずですよ。情報収集を行い、市民へのわかりやすい情報発信に努めてまいりたい、こういうことを言ってるんですよ、それはいろんな思いがあって。

ところが、その後がよくない。もう権現荘の問題とか、こういうことになると、これはおれ何を言ってるのかわからないんだけど、100%の事柄を述べるわけではございませんので、それでは100%という形にならないわけでございますので、一部の情報だけであつたとしたら、これは提供すべきでないとか、あるいは、私は特に権現荘、これは今、1から6まで一緒になっていますけれども、権現荘の民間参入のことを取り上げたときに、私が市長に対してこのことを申し上げたはずですよ。そのときも市長では民間参入、さっきと同じようなことを言ってる。我々は全て市民にお知らせする義務があるという感覚であります。しかし、その中の段階においては議員の皆様や、そしてまた審議会なり、いろいろ組織がある。その中で、ある程度のところまでまとまる部分もあるかと思しますので、一般論として受けとめていただくのはそういう形ではありますが、私としては、そういう形で途中でとめさせていただくと、こういう言い方になつとる。これは民間参入の問題に私が触れたときです。

米田市長、言い回しが非常に難しい。私もよく言われることがあるけど、あんまり人のことは言えんけど、どうも難しいんだ、これ。何を言わんとしているのか、この情報の扱い方というものを。私はややこしい言い方をすることはあるけど、この情報の公開というのは、もっと単純に言ってるんだ、おれは、それどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

まことに申しわけございませんが、断片的に聞かれると私も断片的な部分については、前後がないとなかなかわかりにくくて、本当に申しわけなく思っておりますが、確かにそういった発言は私はしたと思っておりますが、しかし、そこだけ捉えられてどうなんだと言われると、ちょっとお答えにくいわけございまして、申しわけなく思っております。

ただ、今の姫川病院に関しましては、市内の施設全て地域貢献があるわけでありましたが、そういったものに対して全て、じゃあまだそういった権利も存在する中において当事者が何も言わないのに、こっちからあそこは使える、ここは使えない、ここは利用できるなんていう話は、我々のほうからは、なかなか言いにくい部分でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

確かに断片的に。ちょっとあれしますけども、進め方としては、この大きな1つで、この中にもう姫川病院もB & Gも全部入って、私、今やっとなつもりなんで、最初、何か姫川病院から入っちゃったけども、全部絡んできております。それだけ言っときます。

断片的なっていうのを言われたけれども、確かにぱっと言われて前後の脈略もあるでしょうから、それは市長の言い分もわかる。わかりますけれども、少なくともそういう言い回しをしておるし、こう言っちゃまた失礼だけれども、わかりにくいんですよ。広報広聴は大事だとか、基本だとか言いながら、いざというときになると、まあ係争中だなんていう言葉も出てくるし、それはそれでまた正当性があるんでしょうけれども、もうちょっとやっぱり権現荘じゃないけども、野良着の市民でわかるような、おれを含めて、そういうようなものの言い方でやっぱりやってもらいたいなと思います。これは今、論の中で言わせていただきます。

あちこち飛びますけれども、B & Gの問題ですけれども、これはどうなんですか。ああいう額の面で、まず普通の市民はびっくりしたと思うんですけれども、その辺に対して、これはほかの件もあるんだけど、広報か何かで、おい、こうなったぜということで、何か報告はしましたか。私も一字一句読んでるわけじゃないんですけれども、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

佐々木生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（佐々木繁雄君）

お答えいたします。

広報等でお知らせしたのは、やっぱりプールの休館時期だとか、また営業の再開だとか、そういうようなことでありまして、基本的に今まで昨年の9月から、また12月、3月議会においても、いろいろ一般質問の中でご意見をいただきました。そういうことの経過については「おしらせばん」等では周知はしておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

私、きょうあえて6つを羅列してやったのはそういうところにあるんで、どうしても基本的なところでやっぱりやる。6月13日に開くだのオープンするだのと、そういうのは、これはもう事務処理ですよ、言ってみれば。だけど市民が知りたいのは、もちろん早くオープンしてもらって、さっきも言ったけど、ほっとしたというか、いろんなそういういい意味の反応があるんだけど、でも、おかしいよなという、それも皆さん持ってるわけだ。そういうものをやはりきちっと出すべきじゃないかなというのが、私の考えなんですけど、あえてどうですか。これは市長がいいのか、担当課長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

市民の皆様の多くの方に影響あるような案件、今のプールの開始時期とか、工事がいつまでになりますよと、こういう状況については広報、あるいはホームページ等でお知らせしております。それ以外にも関係する地元の皆さんとか、あるいは学校にかかわる問題であれば学校の対象者と、それぞれの関係の深い皆さんには、また別途、説明会を開くとかいう形で、広報周知に努めておるところでございます。それらを通じまして対応いたしております。また、議会の皆さんのほうにも議会への報告というような形で、適宜、お知らせをさせていただいております。そういう取り組みの中で、市民の皆様へのお知らせ、広報という取り組みをいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今、金子部長のは、いわゆる事務的な処理がこうなってる、ああなってるということ。私が言ってるのは、きょう冒頭言った、そういう中身の、これは、いや、それぐらいかかったってしゃあないやないか。前回だって、3月のときも言い合ったけれども、私は請け負った側を、何回も言うけど、どうこう言ってるんじゃない。請け負った側がその見積もりをするときに、当時、関係課長から、いや、それは疑問というか何かないような、そういう答弁がありましたけれども、そうじゃなくて、どう考えたっておかしいんですよ。そういうところについて何らかの表現で、市民に対して、いや、実はこういうことあったけれども、3,000万円が5,000万円かそこらになるけれども、これは実は、これはこうこうこうやって傷口がいっぱいあってどうのこうの、そういう説明というものは、せめてそのくらいはどうでした、部長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えします。

今、議員がおっしゃられたような細かい数字的な問題については、広報紙でお知らせするというふうなことはいたしておりません。そういう状況については、議会を通じたりしながら報告させていただいてるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

細かい数字じゃないでしょう。我々の感覚では1,000万円、1,600万円なんていう金が、ぼんと飛んでみたりするんだから、そういうことはやはり疑問に思う人が多いと思う、おれは。だったらそういうところを、実はこうこうこういう事情でこうなったっていう、それこそが市民のための広報であり、そういう疑問を出す広聴であると、私はそう思ってます。

あっちこっち飛びますけれども、このマリンドリームについては、じゃああれですか、結構これ長い歴史というかスパンがあるんだけど、その辺は市の広報なりで、どの程度に皆さんに。市長が社長という、私に言わせればでかい問題もあるけど、それらを含めてどのぐらい広報広聴というのはやってきたもんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

マリンドリーム能生につきましては、市が50%出資してということから、地方自治法の規定により法人の決算状況を議会に報告し、公表しているという状態で、その以外の広報等には、お伝えしてる状況ではございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今、事務的なお答えなんで、それはそれでいいと思う、ありのままを言ってるんだから。だけど私が聞いているのは、こういう訴訟があった。しかも今は11日付で、もう市長は12日から社長じゃないけれども、そういう形でこういう訴訟というものはずっと続いてきたわけだ。こういうことに対して、市民に対して広報するって、そういうものはなかったのかねって言ってるんです、私は。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えします。

今の能生町観光物産センターの件については、市長が社長を交代したのは、つい先日でございます。今後の議会への報告等、正式の中では、今後また対応していきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今のは部長だけじゃないと思うけれども、受け身でこういうことをやるもんじゃないと思う。もう問題点は、例えば雑誌にしろ、新聞にしろ、いろんな形でこれ出てるわけですよ。普通の市民っていうのは、それ見て何だよこれは、と思っているわけだ。だからそういうところから、やはり行政というのはスタートして対していくのが、私は行政の広報であり、広聴であると思っている。その辺、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

市民の多くの皆さんにお知らせをするという内容については、先ほどの広報、あるいはホームページを通じて対応いたしております。逐次、そのような対応をしておりますけれども、全てが全て、何でもかんでも出るというような状況ではございませんが、そのような案件の内容によって使い分けをしながら、広報に努めておるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

内容の使い分け、案件の使い分けという言葉が出てきましたけど、そこが非常に私に言わせると問題でもあるんですね。ホームページにしろ、広報にしろ、あるいは「おしらせばん」にしろ、それはやるべきだし。問題は、今、金子部長の言葉、あるいは市長や副市長の言葉の中に、そういうことについて、どういうふうに受けとめてやるかということを私は伺っておるんで、その辺、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

B & G プールのこと等につきましては広報とかそういうところには、オープンとかそういうのは周知しますけれども、それ以外はしてないんですが、その辺、ちょうど議会報の中では、結構、詳しく出していっていますので、その辺は広報と議会報と役割分担しながら、その辺、周知していけば、一番いいんじゃないかなと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

それはちょっとあれですよ、議会の独立性と行政の独立性は違うんだよ。それを議会報に出てるからって、あなたが言うもんじゃない、市長にしても。それは議会でやるもんだ。それと一緒にして、こういうところで答弁するというのはおかしいですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

+

役割分担というのは、ちょっと言い過ぎたなと思っております。ただ、市民の皆さんから結果的にはB & Gもそうですし、一般質問の概要等で詳しく、そういう報告がされているということも、非常にいいことではないかなと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今の発言は私も笑ったけど、そういう問題じゃないんですよ。本当に本質的な問題なんだよ。議会の存在、議員一人一人の自律性、こういう問題なんですよ。それとごっちゃにしちゃだめなんです。あんた、いいことかなと思ったとか、いや、それは両方で何とかこうとかと言うけど、そういう問題じゃない。もう1回お願いします。なきゃ、もうありませんと言っていいです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

結果的には議会報を通じて、市民の皆さんはそういったことを十分把握できる、周知できるということは、私としては、それはそれでいいことでないかなと思っております。市民の皆さんもそういったことで、議会報を楽しみにしてるんじゃないかなと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

つい笑っちゃいますよ。そういうことは副市長が言う言葉じゃないんだって、それは。そこだけは、これ以上やったら何か気が抜けるような対論になるから、でも、それは気をつけてもらいたい、市長以下。そういうふうに議会報を見ていっちゃ困るんだ。あるいは議会の動きを、そんなふうな気持ちで見られちゃだめなんですよ。議員一人一人は独立してるし、一人一人がいろんな考えを持ってる。だからあれはたかがと言っちゃ悪いけど、議会報だからそんなにいっぱい載せられない。あるいは時々こうなるかしらんけれど、それをあなた方のほうでそんなことを言うというのは、もう一切あっちゃいかんことです。もうそのことだけはっきり言わせてもらいます。

それから、いろいろ言いたいけど、あと1分40秒しかないんで、私はきょうは広報広聴のあり方のほうに力を入れてきたんだけど、さっき市長はなかなか立派というか、古川議員の質問の中で、何が一番幸せかと言うと、健康で長生きのできるような地域に住み続けると、こんなような表現を市長はした、今ね。まさにそれなんですよ。私もその観点から今言わせてもらって、今回はそれ。どこに住んでいても、どんな野良着を着てようが、スーパーへ1円、2円の安い買い物で走っておろうが、私もやりますけど、そういう人が一緒になってやれるような行政をつくり上げていこうじゃないかと。そのために、きょうこの6つの問題を取り上げて訴えさせてもらいました。

それと、私もいろいろ言おうと思って書いてきたけど、どれがどれだか、あれだな、時間がだん

だんない。今、一方で数だ、勢いだ、力だと言ってる中で、これは受け売りかもしれないが子供の貧困率、そこに福祉事務所の所長もいるけれども、子供の貧困率は6人に1人だと言うんですね。もうこういう世の中なんです。弱いんですよ、みんな、少なくとも。このことを市長、生意気を言うけど肝に銘じて、皆さんも、私は行政を進めてもらいたい。それが一番だと私は思っております。

以上。

○議長（倉又 稔君）

以上で、吉岡議員の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終結いたします。

ご苦労さまでした。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

+

議 長

議 員

議 員